国の施策・制度・予算に対する

提言・要望書

重　点　項　目

令和８年１１月

福　岡　県

福岡県議会

目　　次

■内閣官房（地域未来戦略） 1
　１　世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化 1
■内閣官房（外国人との秩序ある共生社会推進） 1
　１　土地取引の規制を含む法令の整備 1
■内閣府（防災） 1
　１　災害対策の充実 1
■内閣府（地方創生） 2
　１　先端成長産業育成等への支援強化 2
　２　新型コロナ感染拡大防止に係る時短要請等に伴う協力金制度への財政措置 2
　３　移住・定住の促進、関係人口の創出 2
　４　東京一極集中の是正 2
　５　地方分権の推進 3
■内閣府（男女共同参画） 3
　１　女性の活躍を促進する取組の充実・強化 3
■内閣府（原子力防災） 3
　１　東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策 3
　２　東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策 3
■内閣府（消費者庁） 4
　１　地方消費者行政に係る財政措置の充実・強化 4
■内閣府（こども家庭庁） 4
　１　インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策 4
　２　社会的養育の推進のための支援の充実及び里親による児童虐待の再発防止 4
　３　ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援 5
　４　保育施策の充実・強化 5
　５　地域限定保育士試験実施に係る財政措置 5
　６　保育所等の老朽化等に伴う施設整備 6
　７　障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備 6
　８　児童福祉施設の施設整備への財政支援の拡充 6
　９　不妊治療に関する更なる助成制度の拡充 6
　１０　新生児スクリーニング検査等の充実 6
　１１　放課後児童クラブに対する支援の充実 7
　１２　子ども・若者育成支援施策推進のための財政的支援の充実 7
　１３　こども家庭センターの機能強化に向けた財政措置の拡充 7
　１４　高等教育の修学支援新制度に係る事務費の確保 7

１５　私学助成の充実・強化. 7
■内閣府（個人情報保護委員会） 8
１　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決） 8
■内閣府（共生・共助） 9
１　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲） 9
■内閣府（経済財政政策） 11
１　中小企業の資金繰り支援及びエネルギー価格高騰に対する支援. 11
■内閣府（経済安全保障） 11
１　米国関税措置への対応. 11
■デジタル庁 12
１　社会保障・税にかかわる番号制度. 12
２　地方公共団体情報システム標準化対応に係る財政措置. 12
３　警察業務のデジタル・先端技術活用施策推進への支援. 12
■防災庁 13
１　災害援護資金貸付金の改善. 13
■総務省 13
１　インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲） 13
２　特殊詐欺の被害防止に向けた取組の推進. 13
３　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲） 13
４　移住・定住の促進、関係人口の創出（再掲） 15
５　高度情報通信ネットワークの整備. 15
６　ＥＢＰＭの推進 15
７　パークアンドライドの促進. 16
８　鉄道の安全輸送に関する予算の確保. 16
９　世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲） 16
１０　史跡に係る特別交付税算定方法の見直し. 16
１１　社会保障・税にかかわる番号制度（再掲） 16
１２　地方公共団体情報システム標準化対応に係る財政措置（再掲） 17
１３　デジタル人材の確保・育成. 17
１４　「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定. 17
１５　個人事業税の課税対象業種の見直し. 17
１６　納税証明書の交付事務の電子化. 18
１７　公金収納等事務に対する財政措置. 18
１８　防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化. 18
１９　国の技術職員による被災市町村への支援. 18
２０　公共施設の防災対策等のための地方債の拡充・延長. 18

２１　大規模災害等における選挙期日の設定 19
２２　中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備 19
２３　地方分権の推進（再掲） 19
２４　公共施設等適正管理推進事業債の延長 19
２５　自治体情報セキュリティクラウドの運用 19
■総務省（消防庁） 20
１　弾道ミサイル落下時の情報伝達手段ととるべき行動の国民への継続的な周知 20
２　災害対策の充実（再掲） 20
■法務省 20
１　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進 20
２　性暴力根絶対策の推進 21
３　犯罪被害者支援の推進 21
４　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲） 21
５　看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃 23
６　被留置者糧食費の増額 23
■外務省 23
１　旅券のオンライン申請の推進 23
■文部科学省 24
１　SC 及び SSW による相談体制整備に係る財政措置 24
２　不登校兆候のある児童生徒への支援の充実 24
３　高校生等奨学給付金制度の見直し 24
４　高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充 24
５　私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の拡充 24
６　フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援 25
７　教職員定数のさらなる充実 25
８　学校における障がいのある人が活躍できる環境づくり 25
９　教員不足の解消に向けた人材確保 25
１０　教員確保等に関する私立学校への支援 25
１１　栄養教諭を中核とした食育指導体制の強化 26
１２　高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化に伴う教職員の配置のための財源確保 26
１３　学校における必要なネットワーク環境の確保 26
１４　私学助成の充実・強化（再掲） 26
１５　私立学校施設の改築・改修にかかる財政支援の充実・強化 26
１６　公立学校施設の空調設備の整備に係る必要な財源の確保 27
１７　高等学校におけるＤＸ推進の取組に必要な財源の確保 27

１８　高等学校における情報教育の充実 27
１９　高等学校等におけるＩＣＴ教育の推進 27
２０　私立学校におけるＩＣＴ環境の整備・活用 27
２１　私立高等学校通信制課程の在り方の見直しについて 28
２２　専修学校の第三者評価実施に対する支援 28
２３　生成ＡＩを活用した校務支援 28
２４　遠隔教育による学習機会の拡大 28
２５　過疎高等学校特別経費の補助要件の見直し 28
２６　私立幼稚園の熱中症対策への支援の拡充 28
２７　不登校生徒を受け入れる私立高等学校に対する支援措置の創設 29
２８　特別支援学校における通学バスに係る財源保障の強化 29
２９　特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充 29
３０　地域学校協働活動の取組に係る支援の充実 29
３１　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲） 29
３２　先端成長産業育成等への支援強化（再掲） 31
３３　国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画に関する調査・検討の実施 31
■文部科学省（文化庁） 31
１　世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲） 31
２　宗教法人の解散手続きの簡素化 32
３　部活動の地域クラブ活動への地域展開の推進 32
４　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進（再掲） 32
■文部科学省（スポーツ庁） 33
１　スポーツ大会に係る開催支援の拡充 33
２　部活動の地域クラブ活動への地域展開の推進（再掲） 33
■厚生労働省 33
１　国民健康保険制度の安定的運営の確保 33
２　後期高齢者医療制度の円滑な運営 34
３　介護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置 34
４　介護人材の確保 34
５　福祉人材確保事業に係る財政措置 34
６　予防接種の充実 35
７　アピアランスケアの充実 35
８　骨髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、休業補償制度の創設及び十分な財源の確保 35
９　看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃（再掲） 35
１０　ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ活動支援事業等の充実 35
１１　「生涯現役社会」づくりの推進 36

１２　働きづらさを抱える人を対象とした就労支援の強化 36
１３　障がい福祉制度の円滑な実施 36
１４　障がいのある人の就労支援体制の充実・強化 37
１５　学校における障がいのある人が活躍できる環境づくり（再掲） 37
１６　重度障がい者に対する経済的支援の充実 37
１７　特別障害者手当・障害児福祉手当の障害程度認定基準 37
１８　障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備（再掲） 38
１９　隣保館等の老朽化に伴う財政措置 38
２０　地域生活支援拠点等の運営への財政措置 38
２１　地域生活定着促進事業に対する安定的な財政支援 38
２２　障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化 39
２３　高等技術専門校の老朽化等に伴う施設整備 39
２４　きめ細かな雇用対策の充実・強化 39
２５　受講促進に繋げる職業訓練の充実・強化 39
２６　生活困窮者自立相談支援事業に対する財政支援 40
２７　ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援（再掲） 40
２８　困難な問題を抱える女性への支援 40
２９　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲） 40
３０　納骨堂の老朽化に伴う財政措置 42
３１　地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援 42
３２　遠隔手術指導の実施拡大に向けた環境の整備 42
３３　分娩取扱施設に対する財政支援の拡充 42
３４　抗インフルエンザ薬の効率的な備蓄体制への見直し 43
３５　新たな「身寄りのない高齢者等への支援」の推進 43
３６　生活保護基準訴訟に係る最高裁判決を踏まえた追加給付への対応について 43
■農林水産省 43
１　飲食料品の消費税率引下げに伴う農林漁業経営の負担軽減への支援 43
２　スマート農林水産業の推進 43
３　家畜伝染病の発生予防と対策、人と動物の共通感染症対策の充実強化 44
４　高温対策の加速化 44
５　海外品種登録の推進 44
６　家畜診療所への支援の充実 44
７　キウイフルーツかいよう病対策の充実強化 44
８　水田農業振興対策の充実強化 45
９　花きの需要喚起、消費拡大対策の強化 45
１０　果樹・茶の改植に対する支援の充実 45

１１　肥料価格高騰に対応するセーフティネットの構築 45
１２　熱中症対策に係る支援の充実 45
１３　ＧＡＰの推進に向けた支援の充実 46
１４　畜産の競争力強化に向けた支援の充実 46
１５　養蜂振興対策の充実強化 46
１６　農林漁業用燃油にかかる免税措置の恒久化 46
１７　女性の経営参画に向けた支援の充実 46
１８　農業協同組合の経営基盤の充実強化 46
１９　収入保険制度の充実強化 47
２０　農地転用許可制度の見直し 47
２１　鳥獣被害対策の充実強化 47
２２　農業水利施設の適正管理に向けた支援の充実 47
２３　水土里(みどり)ビジョン策定に対する支援の充実 48
２４　国営施設機能保全事業の推進 48
２５　日本型直接支払制度の充実強化 48
２６　流域治水対策の充実強化 49
２７　災害復旧・復興に向けた支援の継続と充実 49
２８　農用地土壌汚染対策に向けた支援の継続 49
２９　ため池等防災対策の充実強化 49
３０　森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援の充実 50
３１　竹材の新たな用途開発の推進 50
３２　土地取引の規制を含む法令の整備（再掲） 50
３３　里山林活性化による多面的機能発揮対策の充実強化 50
３４　松くい虫被害対策の推進 51
３５　有明海再生対策の充実強化 51
３６　有明海の環境変化の原因究明調査の実施 51
３７　漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進 51
３８　新たな資源管理制度に対する支援の充実 51
３９　離島漁業再生支援交付金制度の充実強化 52
４０　ノリ輸入制度の堅持 52
４１　地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲） 52
■経済産業省 52
１　米国関税措置への対応（再掲） 52
２　地域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化 52
３　中小企業の資金繰り支援及びエネルギー価格高騰に対する支援（再掲） 53
４　中小企業における設備投資促進、製品開発支援の環境整備 53

５　先端成長産業育成等への支援強化（再掲）. 53
６　電動車の早期普及に向けた取組の促進. 54
７　観光振興に向けた取組の推進. 54
８　竹材の新たな用途開発の推進（再掲）. 54
９　地域経済を牽引する企業の更なる成長の促進. 54
１０　中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備（再掲）. 54
■経済産業省（資源エネルギー庁）. 55
１　地域間連系線の早期増強及び蓄電池の導入拡大等への支援. 55
２　脱炭素電力を活用した産業集積への支援. 55
３　省エネルギー対策への支援制度の充実. 55
４　東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）. . . . 55
５　原子力発電の持続的な活用に向けた取組. 56
６　中小企業の資金繰り支援及びエネルギー価格高騰に対する支援（再掲）. 56
■国土交通省. 56
１　国道 201 号の早期４車線化. 56
２　久留米南スマート IC（仮称）・新宮スマート IC（仮称）の整備促進. 56
３　高規格道路等の整備推進. 57
４　安定的な物流確保に必要な幹線道路の重要物流道路への追加指定. 57
５　直轄事業と連携する道路整備等の交付金制度拡充. 57
６　道路分野における脱炭素化の推進. 57
７　大規模災害に備える道路網の確実な整備. 57
８　道路防災事業の推進. 58
９　道路施設の老朽化対策の推進. 58
１０　道路施設の震災対策の推進. 58
１１　交通安全事業の推進. 58
１２　自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進. 58
１３　自転車活用の推進. 58
１４　災害に強い河川整備の推進. 59
１５　津波・高潮対策の推進. 59
１６　河川施設の老朽化対策の推進. 59
１７　下水道事業の推進. 59
１８　水道施設整備費国庫補助予算の確保と制度の充実・強化. 60
１９　福岡導水施設地震対策事業の促進. 60
２０　筑後川水系ダム群連携事業の推進. 60
２１　土地取引の規制を含む法令の整備（再掲）. 60
２２　土砂災害対策の推進. 60

２３　砂防関係施設の老朽化対策の推進. 60
２４　重要港湾苅田港・三池港の機能強化. 61
２５　港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進. 61
２６　世界遺産である三池港の管理保全支援. 61
２７　日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化. 61
２８　世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援. 61
２９　「コンパクト・プラス・ネットワークの強化」と「地域資源を活かしたまちづくり」につながる施策の推進. 62
３０　街路事業の推進. 62
３１　都市公園事業の推進. 62
３２　パークアンドライドの促進（再掲）. 62
３３　盛土の安全確保に必要な支援の強化. 62
３４　住宅・建築物の耐震化の推進. 63
３５　建築確認申請手続きの長期化への対応. 63
３６　住宅セーフティネット機能の確保・強化. 63
３７　住環境整備・住宅市街地整備の推進. 63
３８　住宅ストックの有効活用. 64
３９　公営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援. 64
４０　省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）. 64
４１　防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化（再掲）. 64
４２　国の技術職員による被災市町村への支援（再掲）. 65
４３　公共交通施設のバリアフリーの推進. 65
４４　障がい者福祉施策の充実. 65
４５　地籍調査事業の推進. 65
４６　鉄道の安全輸送に関する予算の確保（再掲）. 65
４７　ライドシェアの検証. 66
４８　漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）. 66
■国土交通省（観光庁） 66
１　観光振興に向けた取組の推進（再掲）. 66
■環境省 66
１　地球温暖化対策の推進. 66
２　省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）. 67
３　電動車の早期普及に向けた取組の促進（再掲）. 67
４　熱中症対策の推進. 68
５　高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進. 68
６　地方公共団体における石綿（アスベスト）飛散防止対策への支援強化. 68

７　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策の推進 69
８　廃棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る財政支援制度の充実 69
９　安定型最終処分場の規制強化 69
１０　産業廃棄物処分業における経理的基礎に係る基準の厳格化及び積立金制度の創設 69
１１　ＰＣＢ廃棄物の適正処理に向けた取組の強化 70
１２　海岸漂着物等対策の推進 70
１３　漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲） 70
１４　浄化槽による汚水処理の推進 71
１５　特定外来生物の防除の推進 71
１６　自然公園等整備事業（自然環境整備交付金）の拡充 71
１７　プラスチック資源循環に係る支援強化 72
１８　リチウムイオン電池の適正処理推進について 72
１９　雑品スクラップヤードの規制強化に係る改正廃棄物処理法の早期施行 72
２０　地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲） 72
■環境省（原子力規制庁） 72
１　東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策（再掲） 72
２　東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲） 73
■防衛省 73
１　佐賀駐屯地に配備されたオスプレイに関する対応 73
■国家公安委員会 74
１　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進（再掲） 74
■警察庁 74
１　治安基盤の充実強化 74
２　捜査基盤の充実強化 74
３　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進（再掲） 75
４　警察業務のデジタル・先端技術活用施策推進への支援（再掲） 75
５　特殊詐欺の被害防止に向けた取組の推進（再掲） 75
６　犯罪被害者支援の推進（再掲） 76
７　ストーカー対策の強化 76
８　ヘリコプターテレビシステムの整備 76

■内閣官房（地域未来戦略）

１　世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化

【所管省庁　内閣官房（地域未来戦略）、総務省、文部科学省（文化庁）】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

■内閣官房（外国人との秩序ある共生社会推進）

１　土地取引の規制を含む法令の整備

【所管省庁　内閣官房（外国人との秩序ある共生社会推進）、農林水産省、国土交通省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本によるものを含む土地取引の規制（許認可等）に係る法令の整備を行うこと。

■内閣府（防災）

１　災害対策の充実

【所管省庁　内閣府（防災）、総務省（消防庁）】

平成 29 年７月九州北部豪雨以降、毎年のように襲われている大雨被害、令和６年能登半島地震の検証、南海トラフ地震の被害想定及び令和８年熊本地震の被害を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するとともに、安全で快適な避難生活を送るための支援策を講じること。

（１）スフィア基準を踏まえた良好な避難生活環境の確保に向けて、安全で清潔なトイレ、温かい食事を提供するための資機材、簡易ベッド、入浴設備などの万全の備えを行うため、十分な財政措置を講じること。

（２）女性の視点に立った地域防災力の向上や避難所運営の環境改善を促進するため、市町村防災会議への女性の参加に向けた取組や女性委員の提案による改善事例に係る全国の優良事例等について情報提供すること。

（３）地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成や活動に必要な費用に対し、補助金や特別交付税等の確実な財政措置を講じること。

■内閣府（地方創生）

１　先端成長産業育成等への支援強化

【所管省庁　内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

（１）自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテンツ・ソフトウェア、有機ＥＬ、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。

（２）自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。

（３）水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。

２　新型コロナ感染拡大防止に係る時短要請等に伴う協力金制度への財政措置

【所管省庁　内閣府（地方創生）】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間の短縮・休業要請に従った飲食店等に対して支給していた協力金制度について、要請に従っていないことが判明した場合等の返還や将来にわたる債権管理に必要な法令整備、情報の管理等の課題が生じており、回収不可能となった協力金はもとより、今後の関係事務に要する費用についても、国が必要な財政措置を行うこと。

３　移住・定住の促進、関係人口の創出

【所管省庁　内閣府（地方創生）、総務省】

テレワーク推進の取組などを通じ、若者をはじめ都市住民の地方への就労を促すとともに、移住支援金の移住元要件を三大都市圏まで拡充するなど、地方への移住促進、関係人口創出に係る支援を充実すること。

４　東京一極集中の是正

【所管省庁　内閣府（地方創生）】

（１）真の地方創生の実現に向けた地方財政措置の充実を行うこと。

（２）「地域未来交付金」、「地方創生移住支援事業」に係る増額・対象の拡大・申請手続等における運用の弾力化を行うこと。

（３）「地域未来交付金」の「交付額１５億円」及び「新規申請数原則１０件」の上限引き上げを行うこと。

５　地方分権の推進

【所管省庁　内閣府（地方創生）、総務省】

（１）国の権限や財源の地方への移譲及び地方分権改革を強力に推進すること

（２）「国の補充的な指示」の行使において、事前に適切な協議・調整を行うよう手続きを明確化すること

■内閣府（男女共同参画）

１　女性の活躍を促進する取組の充実・強化

【所管省庁　内閣府（男女共同参画）】

働く場や地域での女性の活躍を促進し、地方の創意工夫による取組を継続的に支援するため、地域女性活躍推進交付金について十分な財源確保と柔軟で使いやすい運用を図るとともに、「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

■内閣府（原子力防災）

１　東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策

【所管省庁　内閣府（原子力防災）、環境省（原子力規制庁）】

（１）原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、船舶に対する避難退域時検査等、具体的な実施方法が示されていない部分を早急に明らかにすること。

（２）令和６年能登半島地震の発生を踏まえ、孤立地域において屋内退避や一時移転等の防護措置を行う場合の具体的な実施方法を明らかにすること。

（３）避難用バスの運転手確保等、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。

（４）自治体が実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、UPZ 内の福祉の向上に資するようその使途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

２　東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策

【所管省庁　内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

（１）原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。

（２）原子力規制委員会は、新規制基準及び新たに導入された高経年化した原子炉に関する認可制度に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、原子力規制検査制度の実効性を高めること。

（３）核物質防護に係る事案に対しては、国の責任において防護策の徹底及び事業者に対して事案発生時の迅速な情報共有を行うよう指導すること。

■内閣府（消費者庁）

１　地方消費者行政に係る財政措置の充実・強化

【所管省庁　内閣府（消費者庁）】

地方自治体が消費者行政を安定的に実施・推進できるよう、地方消費者行政強化交付金を中長期的に安定して活用できる制度とすること。特に現場を支える「消費生活相談員」の確保について、地方自治体の実情に応じて柔軟に交付金が活用できるよう、交付金の使途や要件等の改善を図ること。

■内閣府（こども家庭庁）

１　インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）、総務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がＳＮＳ等のプラットフォームサービスを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たない。フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備えるゲーム機等にも拡大するとともに、利用時間管理やアプリ利用制限といった、従来のフィルタリングよりも幅広いリスクに対応する技術的な保護手段の提供をＯＳ事業者等に求めるなど、国において必要な措置を行うこと。

２　社会的養育の推進のための支援の充実及び里親による児童虐待の再発防止

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）】

（１）社会的養育の推進のための施策を着実に推進するため、重点的な財政措置を講じるとともに、必要な支援を実施すること。

①里親制度の普及啓発の強化及び里親委託の推進のための財政支援の拡充

②児童養護施設等における小規模化・高機能化の推進のための財政支援の拡充

③こどもの意見表明等支援事業における団体規模・施設数を踏まえた補助基準額の改定

（２）里親による児童虐待の再発防止のため、自治体間の児童相談所が管理している独自システム（児童相談情報管理システム）と、国の情報共有システム（要保護児童等に関する情報共有システム）の連携において、過去の里親情報を全国の自治体間で迅速かつ確実に共有できるよう、当該システムの構築を図ること。

３　ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁)、厚生労働省】

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯の生活の安定を図るため、以下の施策を講じること。

（１）より安定した就労に向け、正規雇用につながる専門資格の取得に取り組む、こどもが多いひとり親世帯への生活費給付の拡充など、就労のための資格取得支援への重点的な財政措置

（２）ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

（３）生活困窮世帯を対象とした学習・生活支援事業の国庫補助率引上げ及び大学等受験料補助事業の国補助単価の引上げ

４　保育施策の充実・強化

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁)】

（１）保育士の処遇改善の要件とされたキャリアアップ研修の実施に係る国補助金の補助率を１／２から２／３に引き上げること。

（２）こどもの受入を行っている認可外保育施設の質の向上に向け、地方自治体が施設への指導や支援を着実に実施できるよう、必要な財源の確保及び適切な支援策を講じること。

（３）離島における保育所の継続的な運営が可能となるよう、特例保育の実施に係る特例地域型保育給付費において、国家公務員給与の特地勤務手当等と同様の加算措置を講じること。

（４）利用者の利便性向上のため、病児保育施設を増加・拡充できるよう施設に対する財政措置の拡充策を講じること。

（５）長時間労働で低賃金など保育士に対するネガティブな印象が先行し、養成校への入学者や養成校からの就職者が減少しているため、国の責任において、処遇改善を行うとともに前向きな印象を持たれるよう社会全体に発信すること。

（６）こども誰でも通園制度の実施に当たっては、実施主体となる市町村における、保育人材が不足している実状などを踏まえ、市町村や保育所等が円滑に取り組めるよう、事業運営に必要な更なる財政措置を講じること。

（７）常勤保育士の確保が困難な保育所等において、常勤保育士に代えてやむをえず複数の短時間勤務保育士を雇用する場合、常勤保育士を充てる場合を上回る人件費に対し、財政措置を講じること。

５　地域限定保育士試験実施に係る財政措置

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁)】

地域限定保育士試験の円滑な実施が確保されるよう、受験者数に応じた国庫補助基準額の単価設定を行うなど、試験実施に必要な財源措置を行うこと。

６　保育所等の老朽化等に伴う施設整備

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁)】

保育所、認定こども園については、老朽化による建て替えの時期を迎えている建物が多くあるが、昨今の物価高騰の影響で計画どおりの建て替え等が実施できていない事例があるため、就学前教育・保育施設整備交付金に係る基準単価の見直しを行うとともに、必要な財源を国において措置すること。

７　障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備

【所管省庁　　内閣府（こども家庭庁)、厚生労働省】

障がい者支援施設については、昭和４０年代から５０年代にかけて建設され、老朽化した建物が数多くあり、老朽化による建替の時期を迎えている。

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど、建物による被災防止の観点から万全を期しがたいものについては、耐震化工事同様、先延ばしにできないものであるため、施設整備のために必要な財源を国において措置すること。

また、施設の費用負担軽減のため、建替に係る基準単価の見直しを行うこと。

８　児童福祉施設の施設整備への財政支援の拡充

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁)】

児童福祉施設の小規模化・高機能化、老朽化対策に伴う施設整備を確実かつ円滑に実施するため、次世代育成支援対策施設整備交付金による補助が実勢に見合ったものとなるよう見直しを行うこと。

９　不妊治療に関する更なる助成制度の拡充

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁)】

（１）先進医療など保険適用外となっている不妊治療・検査について、エビデンスが確認されたものについては早期に保険適用とすること。

（２）保険適用されるまでの間の自己負担額への助成制度の支援を検討すること。

１０　新生児スクリーニング検査等の充実

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁)】

（１）新生児のうちに実施する新生児マススクリーニング検査について、現在の公費検査２０疾患に加えて、脊髄性筋萎縮症（ＳＭＡ)、重症複合免疫不全（ＳＣＩＤ）及びライソゾーム病（ＬＳＤ）を、公費検査の対象項目として追加すること。

（２）新生児聴覚検査について、全ての新生児を対象に公費負担による検査が実施できるよう、地方交付税措置の市町村標準団体当たりの金額を見直すこと。

１１　放課後児童クラブに対する支援の充実

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）】

（１）「小１の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの施設整備や放課後児童支援員の処遇改善及び人材確保に必要な財源措置を講ずること。

また、待機児童が発生している自治体に対する施設整備費の嵩上げ、令和７年度補正予算による嵩上げ後の自治体負担分への更なる補助について、継続して措置を講ずること。

（２）令和５年度に策定された「こども大綱」に示された「こどもの貧困対策」を着実に実行できるよう、放課後児童クラブ利用料の無償化に必要な財源を確保すること。

１２　子ども・若者育成支援施策推進のための財政的支援の充実

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）】

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする子ども・若者に対して、ワンストップで相談対応を行う「子ども・若者総合相談センター」の設置や運営のための財政的支援を充実すること。

１３　こども家庭センターの機能強化に向けた財政措置の拡充

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）】

こども家庭センターの機能強化を後押しするため、センター運営を担う専門人材確保・育成に必要となる財政措置の拡充を図ること。

１４　高等教育の修学支援新制度に係る事務費の確保

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）】

高等教育の修学支援新制度における私立専門学校の機関要件の確認等に要する事務費については、全額国庫負担で措置すること。

１５　私学助成の充実・強化

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）、文部科学省】

私立学校に対する経常費補助や幼稚園・認定こども園における公定価格の充実・強化を図るとともに、急激な社会の変化に即応できるよう、状況に応じて、年度途中でも補助単価や公定価格の引上げを実施すること。

また、園児数減少の影響を大きく受ける小規模な私立幼稚園の安定的な運営のため、加算の新設を含めた財政措置の更なる充実を図ること。

■内閣府（個人情報保護委員会）

１　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）

【所管省庁　内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

（１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

（２）人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

（３）インターネット等を悪用した部落差別をはじめとする誹謗中傷等の防止について、国においては、情報流通プラットフォーム対処法が令和７年４月１日に施行され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化に係る措置が義務づけられたものの、人権侵害情報の削除については、依然として発信者・プラットフォーム事業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、必ずしも十分な状況ではないことを踏まえ、実効性のある対策を講じること。

（４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

　また、部落差別の実態に係る調査は、部落差別解消の施策実施において重要なものであるため、継続して必要に応じ実施することとし、実施の際は、その実施方法及び内容について、具体的に示すこと。

（５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

　また、「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。

（６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

（７）児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

（８）「全国高等学校統一用紙」の調査書から性別欄を削除するとともに、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和４年７月 22 日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会が提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重し、引き続き改定を検討すること。

（９）企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

（１０）人権問題の解決に向けて、国として、大学・短期大学（通信教育を含む。）における人権・同和教育の実態を把握し、人権・同和教育を積極的に推進すること。特に大学等における教育職員免許の取得にあっては、人権・同和教育に関する単位を必修とし、人権教育指導者としての教員養成に努めること。

（１１）改正個人情報保護法では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする旨規定されている。「要配慮個人情報」は、社会的身分や病歴、犯罪歴など差別につながり得る情報であるため、不適正な利用により個人の権利利益の侵害が生じないよう、統計作成等の定義を明確化する等、規則・ガイドラインを整備すること。

■内閣府（共生・共助）

１　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁　内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

（１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

（２）人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

（３）インターネット等を悪用した部落差別をはじめとする誹謗中傷等の防止について、国においては、情報流通プラットフォーム対処法が令和７年４月１日に施行され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化に係る措置が義務づけられたものの、人権侵害情報の削除については、依然として発信者・プラットフォーム事業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、必ずしも十分な状況ではないことを踏まえ、実効性のある対策を講じること。

（４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

また、部落差別の実態に係る調査は、部落差別解消の施策実施において重要なものであるため、継続して必要に応じ実施することとし、実施の際は、その実施方法及び内容について、具体的に示すこと。

（５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

また、「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。

（６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

（７）児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

（８）「全国高等学校統一用紙」の調査書から性別欄を削除するとともに、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和４年７月 22 日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会が提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重し、引き続き改定を検討すること。

（９）企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

（１０）人権問題の解決に向けて、国として、大学・短期大学（通信教育を含む。）における人権・同和教育の実態を把握し、人権・同和教育を積極的に推進すること。特に大学等における教育職員免許の取得にあっては、人権・同和教育に関する単位を必修とし、人権教育指導者としての教員養成に努めること。

（１１）改正個人情報保護法では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする旨規定されている。「要配慮個人情報」は、社会的身分や病歴、犯罪歴など差別につながり得る情報であるため、不適正な利用により個人の権利利益の侵害が生じないよう、統計作成等の定義を明確化する等、規則・ガイドラインを整備すること。

■内閣府（経済財政政策）

１　中小企業の資金繰り支援及びエネルギー価格高騰に対する支援

【所管省庁　経済産業省、内閣府（経済財政政策）、経済産業省（資源エネルギー庁）】

（１）中小企業等に対する各種金融措置を継続して推し進めること。

（２）県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済等の県に生じる負担に対する支援を行うこと。

（３）ＬＰガスや特別高圧電力の料金について国の責任における全国一律の対策を実施すること。

■内閣府（経済安全保障）

１　米国関税措置への対応

【所管省庁　経済産業省、内閣府（経済安全保障）】

（１）米国に対し、追加関税の見直しを粘り強く求めること。

（２）事業者の状況に応じた保証制度の拡充・創設、セーフティネット保証の弾力的な運用

（３）地域が取り組む「ＤＸ推進」「新市場・販路開拓」等の施策を支援

■デジタル庁

１　社会保障・税にかかわる番号制度

【所管省庁　デジタル庁、総務省】

（１）番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。

（２）マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、カードの円滑な交付及び更新のための対策を継続して行うこと。

（３）番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解をより深めることが不可欠であり、情報漏洩や不正利用に係る不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を継続して行うこと。

２　地方公共団体情報システム標準化対応に係る財政措置

【所管省庁　デジタル庁、総務省】

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、基幹業務システムを利用する地方自治体が令和７年度末までに標準準拠システムへ移行することを目標としていたが、標準化移行を担うシステムベンダの人員不足等を背景に、遅れが生じている。移行の財源であるデジタル基盤改革支援補助金については、令和７年度から８年度にかけて行われた移行経費調査の結果を踏まえ、令和８年７月１０日付で補助上限額が変更されたところであるが、これは令和８年度末までの執行予定額に合わせたものである。今後も、物価・人件費高騰や移行時期の再延長に伴い発生する現行システムの維持費等により、必要経費が増加する可能性がある。また、移行後の運用経費についても、物価・人件費高騰に伴うシステム利用料やガバメントクラウド利用料等の上昇を要因として、ほぼすべての自治体で移行前と比較して増加する見通しである。国においては、引き続き、自治体の実情をしっかり把握するとともに、令和９年度以降の移行経費も含め、システムの標準化に伴い増大した運用経費に対して、確実な財政支援を行うこと。

３　警察業務のデジタル・先端技術活用施策推進への支援

【所管省庁　デジタル庁、警察庁】

（１）県民の利便性向上に資する警察業務のデジタル化施策を推進する上で、多額の費用を要する「各種システムの導入経費」や「デジタル基盤構築に必要なパソコン等機器の整備経費」などに対し、国庫補助金や交付金等により継続的な財政的支援を行うこと。

（２）部内業務の合理化・高度化に資するデジタル化施策に対し、技術的支援や補助金等による財政的支援を行うこと。

（３）生成ＡＩ等の先端技術の導入・活用を推進するため、全国的な展開が見込まれる技術に対して、国が必要な財政措置を行うこと。

■防災庁

１　災害援護資金貸付金の改善

【所管省庁　防災庁】

災害援護資金貸付金について、貸付限度額の引上げ及び所得制限を撤廃し、貸付条件の改善を行うこと。

■総務省

１　インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策（再掲）

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）、総務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がＳＮＳ等のプラットフォームサービスを介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たない。フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備えるゲーム機等にも拡大するとともに、利用時間管理やアプリ利用制限といった、従来のフィルタリングよりも幅広いリスクに対応する技術的な保護手段の提供をＯＳ事業者等に求めるなど、国において必要な措置を行うこと。

２　特殊詐欺の被害防止に向けた取組の推進

【所管省庁　総務省、警察庁】

ＳＮＳを入口とした特殊詐欺に対するプラットフォーム業者に関する法整備及びＡＩを活用した対策アプリの開発促進・推奨をすること。

３　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁　内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

（１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

（２）人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

（３）インターネット等を悪用した部落差別をはじめとする誹謗中傷等の防止について、国においては、情報流通プラットフォーム対処法が令和７年４月１日に施行され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化に係る措置が義務づけられたものの、人権侵害情報の削除については、依然として発信者・プラットフォーム事業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、必ずしも十分な状況ではないことを踏まえ、実効性のある対策を講じること。

（４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

また、部落差別の実態に係る調査は、部落差別解消の施策実施において重要なものであるため、継続して必要に応じ実施することとし、実施の際は、その実施方法及び内容について、具体的に示すこと。

（５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

また、「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。

（６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

（７）児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

（８）「全国高等学校統一用紙」の調査書から性別欄を削除するとともに、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和４年７月 22 日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会が提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重し、引き続き改定を検討すること。

（９）企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

（１０）人権問題の解決に向けて、国として、大学・短期大学（通信教育を含む。）における人権・同和教育の実態を把握し、人権・同和教育を積極的に推進すること。特に大学等における教育職員免許の取得にあっては、人権・同和教育に関する単位を必修とし、人権教育指導者としての教員養成に努めること。

（１１）改正個人情報保護法では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする旨規定されている。「要配慮個人情報」は、社会的身分や病歴、犯罪歴など差別につながり得る情報であるため、不適正な利用により個人の権利利益の侵害が生じないよう、統計作成等の定義を明確化する等、規則・ガイドラインを整備すること。

４　移住・定住の促進、関係人口の創出（再掲）

【所管省庁　内閣府（地方創生）、総務省】

テレワーク推進の取組などを通じ、若者をはじめ都市住民の地方への就労を促すとともに、移住支援金の移住元要件を三大都市圏まで拡充するなど、地方への移住促進、関係人口創出に係る支援を充実すること。

５　高度情報通信ネットワークの整備

【所管省庁　総務省】

離島や中山間地域などの条件不利地域においても情報格差が生じることがないよう、（光ファイバーや５Ｇ等の）高度情報通信ネットワークについては、住民の生活に不可欠なインフラであることを鑑み、その整備及び維持管理に要する費用について、国が責任をもって負担すること。

６　ＥＢＰＭの推進

【所管省庁　総務省】

（１）地方における EBPM を推進するため、国勢調査や経済センサス等の基幹統計調査の結果における「市町村別」「平成の合併前の旧市町村別」「過年度の不詳補完表」のデータ提供の拡充等、ユーザーニーズを踏まえた政府統計ポータルサイト（e-Stat）の機能拡充を図ること。

（２）地域における効果的な施策立案のために公的統計のミクロデータ（調査票情報）をオンサイト利用するにあたって、利用手続きの一層の簡素化や審査の効率化、ファイル形式の統一など、データを十分に利活用できる環境の整備を図ること。

７　パークアンドライドの促進

【関係省庁　総務省、国土交通省】

パークアンドライド用駐車場への固定資産税減免に対する支援措置を講じること。

８　鉄道の安全輸送に関する予算の確保

【所管省庁　総務省、国土交通省】

（１）地方の鉄道の安全輸送の確保のために、現行補助制度を維持するとともに必要な予算を確保すること。

（２）中小民間鉄道の安全輸送施設整備にかかる地方負担分についても、第三セクター鉄道と同様、地方債の起債対象とすること。

９　世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）

【所管省庁　内閣官房（地域未来戦略）、総務省、文部科学省（文化庁）】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

１０　史跡に係る特別交付税算定方法の見直し

【所管省庁　総務省】

多額の維持管理経費を要している国指定特別史跡に係る特別交付税については、その維持管理経費を勘案した加算制度を設けるなど、実情に応じた算定方法に見直すこと。

１１　社会保障・税にかかわる番号制度（再掲）

【所管省庁　デジタル庁、総務省】

（１）番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。

（２）マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、カードの円滑な交付及び更新のための対策を継続して行うこと。

（３）番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解をより深めることが不可欠であり、情報漏洩や不正利用に係る不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性などの周知・広報を継続して行うこと。

１２　地方公共団体情報システム標準化対応に係る財政措置（再掲）

【所管省庁　デジタル庁、総務省】

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、基幹業務システムを利用する地方自治体が令和７年度末までに標準準拠システムへ移行することを目標としていたが、標準化移行を担うシステムベンダの人員不足等を背景に、遅れが生じている。移行の財源であるデジタル基盤改革支援補助金については、令和７年度から８年度にかけて行われた移行経費調査の結果を踏まえ、令和８年７月１０日付で補助上限額が変更されたところであるが、これは令和８年度末までの執行予定額に合わせたものである。今後も、物価・人件費高騰や移行時期の再延長に伴い発生する現行システムの維持費等により、必要経費が増加する可能性がある。また、移行後の運用経費についても、物価・人件費高騰に伴うシステム利用料やガバメントクラウド利用料等の上昇を要因として、ほぼすべての自治体で移行前と比較して増加する見通しである。国においては、引き続き、自治体の実情をしっかり把握するとともに、令和９年度以降の移行経費も含め、システムの標準化に伴い増大した運用経費に対して、確実な財政支援を行うこと。

１３　デジタル人材の確保・育成

【所管省庁　総務省】

地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成を支援するため、国のデジタル人材派遣制度・研修制度の更なる充実はもとより、地方自治体が独自に行うデジタル人材確保・育成の取組に対する地方交付税措置を含む支援を引き続き行うこと。

１４　「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定

【所管省庁　総務省】

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。

１５　個人事業税の課税対象業種の見直し

【所管省庁　総務省】

課税の公平性を確保するため、個人事業税における課税対象業種の限定列挙方式を見直し、全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、新規事業を課税対象に随時追加すること。

１６　納税証明書の交付事務の電子化

【所管省庁　総務省】

納税者の利便性向上のため、地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して、地方税の納税証明書の交付を電子的に行えるよう措置すること。

１７　公金収納等事務に対する財政措置

【所管省庁　総務省】

国から経費負担の適正化を求められている指定金融機関等の公金収納・支払事務（公金収納等事務）に関し、令和６年１０月からの「内国為替制度運営費」の適用に伴う公金支出時における手数料負担については地方財政措置が講じられたが、当該措置を上回る負担やあわせて適正化を求められている窓口収納手数料の負担についても、地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行にあたって財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

１８　防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化

【所管省庁　総務省、国土交通省】

激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応や流域治水をはじめとする防災・減災、国土強靱化を強力に推進するためにも、九州地方整備局等の体制の充実や強化を図ること。

１９　国の技術職員による被災市町村への支援

【所管省庁　総務省、国土交通省】

近年、自然災害が激甚化・頻発化する一方で、小規模市町村においては、土木職など技術職員の不足が深刻化していることから、被災市町村の求めに応じ、県や市町村の技術職員を派遣する仕組みと同様に、専門知識を有する国の技術職員を被災市町村に中長期派遣できる仕組みを構築すること。

２０　公共施設の防災対策等のための地方債の拡充・延長

【所管省庁　総務省】

（１）長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組めるよう、令和８年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の期限延長を行うこと。

（２）令和２年度までの措置であった市町村役場機能緊急保全事業について、防災拠点となる庁舎の耐震化を引き続き推進する必要があるため、再度、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に追加すること。

（３）河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、緊急浚渫推進事業債並びに緊急自然災害防止対策事業債において、市街地の排水路を対象事業に追加すること。

２１　大規模災害等における選挙期日の設定

【所管省庁　総務省】

選挙期日の公示（告示）前に大規模災害等が発生し、任期満了日までに選挙期日を設定することが明らかに困難な場合に、選挙期日を任期満了後に設定できるよう改正されたい。

また、出水期や豪雪・猛暑の時期を避け、地域の実情に応じた選挙の実施を可能とする制度の創設についても、検討されたい。

２２　中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備

【所管省庁　経済産業省、総務省】

中小企業・小規模事業者の経営安定を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置について、恒久的な制度とすること。

２３　地方分権の推進（再掲）

【所管省庁　総務省、内閣府（地方創生）】

（１）国の権限や財源の地方への移譲及び地方分権改革を強力に推進すること

（２）「国の補充的な指示」の行使において、事前に適切な協議・調整を行うよう手続きを明確化すること

２４　公共施設等適正管理推進事業債の延長

【所管省庁　総務省】

公共施設等の計画的な維持管理・更新等を行うため、令和８年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の措置期限を延長すること。

２５　自治体情報セキュリティクラウドの運用

【所管省庁　総務省】

都道府県と市区町村がセキュリティ水準の確保を目的として運営している「自治体情報セキュリティクラウド」の運用経費について財政的支援を行うこと。

■総務省（消防庁）

１　弾道ミサイル落下時の情報伝達手段ととるべき行動の国民への継続的な周知

【所管省庁　総務省（消防庁）】

国民に対し、弾道ミサイル発射の兆候、発射情報や落下予測地点及び地域等をできる限り迅速に伝達するとともに、国民が安全を確保できるよう、国民保護サイレン音を含めた情報伝達手段ととるべき行動について、テレビやラジオなどの媒体の特性を生かし、的確に周知を図ること。

２　災害対策の充実（再掲）

【所管省庁　内閣府（防災）、総務省（消防庁）】

平成 29 年７月九州北部豪雨以降、毎年のように襲われている大雨被害、令和６年能登半島地震の検証、南海トラフ地震の被害想定及び令和８年熊本地震の被害を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するとともに、安全で快適な避難生活を送るための支援策を講じること。

（１）スフィア基準を踏まえた良好な避難生活環境の確保に向けて、安全で清潔なトイレ、温かい食事を提供するための資機材、簡易ベッド、入浴設備などの万全の備えを行うため、十分な財政措置を講じること。

（２）女性の視点に立った地域防災力の向上や避難所運営の環境改善を促進するため、市町村防災会議への女性の参加に向けた取組や女性委員の提案による改善事例に係る全国の優良事例等について情報提供すること。

（３）地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成や活動に必要な費用に対し、補助金や特別交付税等の確実な財政措置を講じること。

■法務省

１　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進

【所管省庁　法務省、文部科学省（文化庁）、国家公安委員会、警察庁】

（１）暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。

①　就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。

②　離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。

（２）暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの実態解明・捜査等を推進するため、以下の措置を講じること。

①　効果的・効率的な捜査活動に資する資機材（スマートフォン等解析用資機材、高性能パソコン）や車両の整備を強化すること。

②　万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。

（３）民事訴訟を支援するための調査委託費及び助成金費用を整備すること。
（４）特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。
（５）出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。
（６）外国人犯罪に迅速かつ的確に対応するための通訳・翻訳体制を強化すること。
（７）宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

２　性暴力根絶対策の推進

【所管省庁　法務省】

性暴力加害者専用窓口の設置など、加害者の再犯防止や社会復帰の支援に対する交付金の拡充を行うこと。

３　犯罪被害者支援の推進

【所管省庁　法務省、警察庁】

（１）犯罪被害者が迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、以下のとおり、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること。
①　損害賠償請求権について、消滅時効期間を伸長すること。
②　再提訴時の申立手数料について、損害賠償請求命令制度（申立手数料は一律 2,000 円）のように、低廉で定額の申立手数料とすること。
③　国が犯罪被害者による強制執行を代行する制度や、国が加害者に代わって被害者へ賠償金を支払い、追って加害者へ求償する制度等の創設を検討すること。
（２）犯罪被害給付制度における給付金の申請から裁定までに要する期間を短縮すること。

４　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁　内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

（１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
（２）人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

（３）インターネット等を悪用した部落差別をはじめとする誹謗中傷等の防止について、国においては、情報流通プラットフォーム対処法が令和７年４月１日に施行され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化に係る措置が義務づけられたものの、人権侵害情報の削除については、依然として発信者・プラットフォーム事業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、必ずしも十分な状況ではないことを踏まえ、実効性のある対策を講じること。

（４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

また、部落差別の実態に係る調査は、部落差別解消の施策実施において重要なものであるため、継続して必要に応じ実施することとし、実施の際は、その実施方法及び内容について、具体的に示すこと。

（５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

また、「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。

（６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

（７）児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

（８）「全国高等学校統一用紙」の調査書から性別欄を削除するとともに、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和４年７月 22 日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会が提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重し、引き続き改定を検討すること。

（９）企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

（１０）人権問題の解決に向けて、国として、大学・短期大学（通信教育を含む。）における人権・同和教育の実態を把握し、人権・同和教育を積極的に推進すること。特に大学等における教育職員免許の取得にあっては、人権・同和教育に関する単位を必修とし、人権教育指導者としての教員養成に努めること。

（１１）改正個人情報保護法では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする旨規定されている。「要配慮個人情報」は、社会的身分や病歴、犯罪歴など差別につながり得る情報であるため、不適正な利用により個人の権利利益の侵害が生じないよう、統計作成等の定義を明確化する等、規則・ガイドラインを整備すること。

５　看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃

【所管省庁　法務省、厚生労働省】

在留資格「医療」の准看護師について、免許を受けた後の４年以内の研修業務に限定する活動制限及び年数制限を撤廃し、看護師等と同様の取扱いとすること。

６　被留置者糧食費の増額

【所管省庁　法務省】

警察拘禁費用償還額（食糧費及び管理費）の増額をすること。

■外務省

１　旅券のオンライン申請の推進

【所管省庁　外務省】

（１）現在、オンライン申請件数が急増しており、旅券交付時の受領証を印刷する専用プリンタ不足により交付に時間を要している状況を踏まえ、各旅券事務所への専用プリンタの配備台数を増加させること。

（２）画面遷移の速度が遅く、オンライン申請の審査に時間を要している状況を踏まえ、現行システムの環境や処理方法の見直し、改修を行うこと。

（３）申請方法に関する問い合わせや補正指示等、申請者との連絡対応に時間を要し審査業務に支障が生じているため、申請者が円滑に誤りなく申請できるよう、申請者の目線に沿った申請ガイドを充実させること。

（４）重複申請を防止する機能、申請及び審査の際の誤入力・誤操作を防ぐためのエラーチェック及びエラーメッセージの充実、申請者自身が申請状況の確認を可能とする機能等、デジタル化を踏まえた機能追加・充実を行うこと。

■文部科学省

１　SC 及び SSW による相談体制整備に係る財政措置

【所管省庁　文部科学省】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談体制整備のための財政措置の更なる充実を図ること。

２　不登校兆候のある児童生徒への支援の充実

【所管省庁　文部科学省】

校内教育支援センター支援員による不登校兆候のある児童生徒に対する支援体制整備のための財政措置の更なる充実を図ること。

３　高校生等奨学給付金制度の見直し

【所管省庁　文部科学省】

高校生等奨学給付金制度については、令和７年度に給付額の増加、令和８年度に対象者の拡大が図られているが、生活保護受給世帯に対する支給額単価に含まれている修学旅行費を非課税世帯に対しても含めるよう見直しを行うなど、給付金の更なる充実を図ること。

また、奨学給付金の国庫補助の割合は拡充されたものの支給対象の拡大により、結果として地方負担が増加したことから、地方交付税で精緻かつ確実に措置すること。さらに、対象者増加に伴う所得確認等の学校の事務負担増加に対しては、全額国庫負担による事務費を措置すること。

４　高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充

【所管省庁　文部科学省】

高等学校等専攻科の生徒への修学支援については、全額国庫負担により措置すること。

５　私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援の拡充

【所管省庁　文部科学省】

私立小中学校等に対する授業料減免支援については、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国の支援をより一層充実させるとともに、全額国庫負担で措置すること。

６　フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援

【所管省庁　文部科学省】

不登校児童生徒の状況に応じた多様な学習活動を支援するため、民間の学校外施設（いわゆるフリースクール）で学習を行う不登校児童生徒に対する経済的支援を実施すること。

７　教職員定数のさらなる充実

【所管省庁　文部科学省】

学級編制の標準の改善、複雑化・困難化する教育課題に対応した教職員定数の更なる充実を図り、中学校においては計画的・安定的な教職員定数改善計画が策定されたので、35 人学級の実現にあたっては、加配定数を削減することなく維持すること。

８　学校における障がいのある人が活躍できる環境づくり

【所管省庁　文部科学省、厚生労働省】

学校における障がいのある人の活躍の推進のため、補助（介助）者の人員配置、定数加配及び施設改修に係る財政措置の一層の充実を図ること。

また、教員免許状の取得促進、障がいの特性等を踏まえた補助者の配置や機器の配備等の具体的な留意事項について、国による大学等への周知・働きかけを行うこと。

なお、本県を含めて教員数が多い自治体では、法定雇用率の達成のために非常勤職員の任用で多大な経費負担をせざるを得ない状況であることから、学校における実態に鑑みた雇用率算定に係る制度の見直しについて検討すること。

９　教員不足の解消に向けた人材確保

【所管省庁　文部科学省】

教員の魅力向上により教員志望者を増加させるため、教員の働き方改革の推進や、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等による処遇改善を着実に進めること。

また、教員不足の現状を鑑み、大学の教員養成課程の定員の拡大を図ること。

１０　教員確保等に関する私立学校への支援

【所管省庁　文部科学省】

（１）私立小・中・高等学校における教員確保等に関して、処遇改善事業などの財政支援制度の創設を図ること。

（２）私立幼稚園における教員確保等に関して、処遇改善や働き方改革に向けた取組に対し、より一層の支援措置の強化を図ること。

１１　栄養教諭を中核とした食育指導体制の強化

【所管省庁　文部科学省】

栄養教諭を中核とした食に関する指導、学校給食における食物アレルギー対応などの更なる充実を図るため、栄養教諭の全校配置のために必要な定数改善を行うこと。

また、大規模な特別支援学校に栄養教諭を複数配置できるよう必要な定数改善を行うこと。

１２　高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化に伴う教職員の配置のための財源確保

【所管省庁　文部科学省】

高等学校教育改革における普通科改革に伴う教職員定数の加配措置を講じること。

１３　学校における必要なネットワーク環境の確保

【所管省庁　文部科学省】

児童生徒の学びに必要なネットワーク環境を確保する経費について、各地方自治体の実態を考慮し、国庫補助事業及び地方財政措置の継続・充実すること。

１４　私学助成の充実・強化（再掲）

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）、文部科学省】

私立学校に対する経常費補助や幼稚園・認定こども園における公定価格の充実・強化を図るとともに、急激な社会の変化に即応できるよう、状況に応じて、年度途中でも補助単価や公定価格の引上げを実施すること。

また、園児数減少の影響を大きく受ける小規模な私立幼稚園の安定的な運営のため、加算の新設を含めた財政措置の更なる充実を図ること。

１５　私立学校施設の改築・改修にかかる財政支援の充実・強化

【所管省庁　文部科学省】

私立学校施設に対する耐震改修工事及び耐震改築工事について、補助制度を継続するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引き上げなど十分な財源措置を行うこと。

また、幼稚園施設の改築・改修、設備の更新に対しても、補助対象の拡充や補助率の引上げなど財政支援の充実・強化を図ること。

１６　公立学校施設の空調設備の整備に係る必要な財源の確保

【所管省庁　文部科学省】

特別教室等の空調設備の整備に係る学校施設環境改善交付金について、補助対象工事費の上限額の引上げや、下限額の引下げを行うなど、十分な予算を確保すること。

１７　高等学校におけるＤＸ推進の取組に必要な財源の確保

【所管省庁　文部科学省】

生徒・保護者等の利便性の向上や教育活動の充実を図るために整備した高等学校における授業料等収納事務をオンライン化するシステムや高校入試のＷｅｂ出願システムのランニングコストについて、地方財政措置などの財政支援を行うこと。

１８　高等学校における情報教育の充実

【所管省庁　文部科学省】

高等学校における情報教育の充実とデジタル人材の裾野拡大を図るため、教科「情報」を専門的に指導できる教員の育成のための研修費等及び外部人材の活用に係る財源支援を行うこと。

また、授業を円滑に実施するための通信環境やデジタル教材の充実を図ることができるよう財政措置を講じること。

１９　高等学校等におけるＩＣＴ教育の推進

【所管省庁　文部科学省】

令和８年度実施の高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校ＤＸ加速化推進事業）について、令和９年度以降の継続的な財政支援を行うこと。

２０　私立学校におけるＩＣＴ環境の整備・活用

【所管省庁　文部科学省】

新学習指導要領を踏まえ、私立学校においても１人１台端末をはじめとしたＩＣＴ環境の整備や活用が進むよう、財政支援を継続するとともに拡充を図ること。また、その維持・管理に必要な経費についても新たな財政支援を行うこと。

２１　私立高等学校通信制課程の在り方の見直しについて

【所管省庁　文部科学省】

高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、国が中心となって全国に広がる通信制高等学校に対し適切に指導監督を行うことができる仕組みを構築すること。

また、広域通信制高等学校が設ける通信教育連携協力施設について、生徒募集の状況や生徒の転退学、卒業後の進路等を含めた施設ごとの教育活動等の状況を、国が一元的に把握し、公表すること。

２２　専修学校の第三者評価実施に対する支援

【所管省庁　文部科学省】

専門課程を置く専修学校が実施する第三者評価に係る費用について、国による財政支援を行うこと。

２３　生成ＡＩを活用した校務支援

【所管省庁　文部科学省】

生徒の情報活用能力を育成する授業改善や個に応じた指導、教員の働き方改革のための生成 AI 導入について、財政措置を講じること。

２４　遠隔教育による学習機会の拡大

【所管省庁　文部科学省】

遠隔教育の環境整備に必要な財政措置を継続、拡充すること。

２５　過疎高等学校特別経費の補助要件の見直し

【所管省庁　文部科学省】

私立高等学校等経常費補助金（過疎高等学校特別経費）について、過疎地域要件の変更により、年度途中で補助対象外となる学校が生じた場合の救済措置を設けること。また、要件を見直す際には、実施するまでに十分な周知期間を設定すること。

２６　私立幼稚園の熱中症対策への支援の拡充

【所管省庁　文部科学省】

教育支援体制整備交付金や私立幼稚園施設整備補助金において整備されている熱中症対策について、更にきめ細かな支援の拡充を図ること。

２７　不登校生徒を受け入れる私立高等学校に対する支援措置の創設

【所管省庁　文部科学省】

不登校生徒を受け入れる私立高等学校に対する支援措置を創設すること。

２８　特別支援学校における通学バスに係る財源保障の強化

【所管省庁　文部科学省】

通学バス運行経費に係る新たな補助金の創設又は都道府県の負担に見合った地方交付税措置など財政支援を行うこと。

２９　特別支援教育支援員の配置に係る財政措置の拡充

【所管省庁　文部科学省】

小・中学校、高校の通常学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員の配置に対する地方財政措置の更なる拡充を図ること。

３０　地域学校協働活動の取組に係る支援の充実

【所管省庁　文部科学省】

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため、十分な予算措置と継続的な財政支援を行うこと。

３１　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁　内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

（１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

（２）人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

（３）インターネット等を悪用した部落差別をはじめとする誹謗中傷等の防止について、国においては、情報流通プラットフォーム対処法が令和７年４月１日に施行され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化に係る措置が義務づけられたものの、人権侵害情報の削除については、依然として発信者・プラットフォーム事業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、必ずしも十分な状況ではないことを踏まえ、実効性のある対策を講じること。

（４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

また、部落差別の実態に係る調査は、部落差別解消の施策実施において重要なものであるため、継続して必要に応じ実施することとし、実施の際は、その実施方法及び内容について、具体的に示すこと。

（５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

また、「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。

（６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

（７）児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

（８）「全国高等学校統一用紙」の調査書から性別欄を削除するとともに、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和４年７月 22 日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会が提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重し、引き続き改定を検討すること。

（９）企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

（１０）人権問題の解決に向けて、国として、大学・短期大学（通信教育を含む。）における人権・同和教育の実態を把握し、人権・同和教育を積極的に推進すること。特に大学等における教育職員免許の取得にあっては、人権・同和教育に関する単位を必修とし、人権教育指導者としての教員養成に努めること。

（１１）改正個人情報保護法では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする旨規定されている。「要配慮個人情報」は、社会的身分や病歴、犯罪歴など差別につながり得る情報であるため、不適正な利用により個人の権利利益の侵害が生じないよう、統計作成等の定義を明確化する等、規則・ガイドラインを整備すること。

３２　先端成長産業育成等への支援強化（再掲）

【所管省庁　内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

（１）自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテンツ・ソフトウェア、有機ＥＬ、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。

（２）自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。

（３）水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。

３３　国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画に関する調査・検討の実施

【所管省庁　文部科学省】

ＩＬＣ計画については、世界の研究者やその関係者が、快適に研究や生活ができる環境のほか、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、幅広い観点から総合的な調査・検討を行うこと。

■文部科学省（文化庁）

１　世界遺産の保存活用に向けた取組の充実・強化（再掲）

【所管省庁　内閣官房（地域未来戦略）、総務省、文部科学省（文化庁）】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用に関するさらなる技術的支援・財政的支援を行うこと。

２　宗教法人の解散手続きの簡素化

【所管省庁　文部科学省（文化庁)】

（１）宗教法人の解散に伴う清算手続きにおける公告について「少なくとも三回」を削除し、１回の公告で可能とすること。

（２）不活動宗教法人の整理が促進されるよう、一定期間不活動状態が継続した場合には、解散したものとみなす制度を導入すること。

３　部活動の地域クラブ活動への地域展開の推進

【所管省庁　文部科学省（文化庁、スポーツ庁)】

部活動の地域クラブ活動への地域展開を段階的に進めて行く上で必要となる実証事業や部活動指導員配置支援の拡充、コーディネーターの配置や運営団体・実施主体の整備充実、指導者配置支援体制整備及び経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援等に必要な経費について、継続的に財政措置を講じること。

また、改革推進期間と同様に、休日の地域クラブ活動を実証事業の対象とし、休日の地域クラブ活動の運営団体・実施主体の体制整備等に必要な財政措置を講じること。

４　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁　法務省、文部科学省（文化庁)、国家公安委員会、警察庁】

（１）暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。

①　就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。

②　離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。

（２）暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの実態解明・捜査等を推進するため、以下の措置を講じること。

①　効果的・効率的な捜査活動に資する資機材（スマートフォン等解析用資機材、高性能パソコン）や車両の整備を強化すること。

②　万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。

（３）民事訴訟を支援するための調査委託費及び助成金費用を整備すること。

（４）特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。

（５）出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。

（６）外国人犯罪に迅速かつ的確に対応するための通訳・翻訳体制を強化すること。

（７）宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

■文部科学省（スポーツ庁）

１　スポーツ大会に係る開催支援の拡充

【所管省庁　文部科学省（スポーツ庁)】

スポーツ大会の大規模化に伴い、その開催経費が増大していることから、スポーツ振興くじ助成金の拡充を図ること。

２　部活動の地域クラブ活動への地域展開の推進（再掲）

【所管省庁　文部科学省（文化庁、スポーツ庁)】

部活動の地域クラブ活動への地域展開を段階的に進めて行く上で必要となる実証事業や部活動指導員配置支援の拡充、コーディネーターの配置や運営団体・実施主体の整備充実、指導者配置支援体制整備及び経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援等に必要な経費について、継続的に財政措置を講じること。

また、改革推進期間と同様に、休日の地域クラブ活動を実証事業の対象とし、休日の地域クラブ活動の運営団体・実施主体の体制整備等に必要な財政措置を講じること。

■厚生労働省

１　国民健康保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁　厚生労働省】

（１）将来にわたって安定的で持続可能な国保制度の確立を図るため、平成 30 年度以降に措置されている毎年約 3,400 億円の追加公費については、今後も確実に予算措置するとともに、定率負担の引上げ等の財政支援の拡充を行うこと。

（２）前期高齢者交付金の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、毎年度の歳入歳出の大幅な変動を抑制する仕組みの創設を行うこと。

（３）新興感染症のまん延や高額医薬品の年度中途の認可等により全国的に予期せぬ医療費の増嵩が生じた場合、県国保特別会計の収支均衡が困難となることから、国の責任において、国費、県繰入金（地方交付金）等の財政支援を増加させる仕組みを講じること。

また、財政安定化基金については、不測の事態における財源不足に対応し、都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を確保するため、必要な財政支援を講ずること。

（４）保険者努力支援制度については、国保の保険者としての取組が適正に評価される指標を設定し、その評価に当たっては、地方の意見を踏まえた上で、合理的な方法で行うこと。

また、災害や新興感染症の発生など特別な事情により、指標達成に向けた取組ができない市町村がある場合は、当該年度に限り前年度の数値を用いるなどの方策を講じること。

（５）医療保険制度間の公平性と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減割合の拡充を図ること。

（６）医療保険制度の安定的な運営のため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を見据え、具体的な道筋を提示すること。

２　後期高齢者医療制度の円滑な運営

【所管省庁　厚生労働省】

後期高齢者医療制度における給付と負担の見直しにあたっては、制度設計者である国の責任において、必要な医療の受診抑制につながることがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

なお、見直しに当たっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において、十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

３　介護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置

【所管省庁　厚生労働省】

市町村が、地域の実情に応じた地域支援事業を円滑に実施できるよう、地域支援事業の財源である地域支援事業交付金について、十分な財政措置を行うこと。

４　介護人材の確保

【所管省庁　厚生労働省】

（１）介護職員の処遇改善については、介護事業所の状況を丁寧に把握し、今後も物価や賃金の急激な上昇に際しては、適時適切な基本報酬の引き上げによる対応を検討する

（２）ロボット技術・ＩＣＴの活用等による介護サービスの効率化を推進すること。
また、介護事業者が円滑に事業を実施できるよう、県に対する交付決定等の必要な対応を早期に行うこと。

（３）近年、特に重要性を増している外国人介護人材の確保に向けて、積極的に活動している事業者を支援するため、「外国人介護人材獲得強化事業」の恒常化及び財源確保に努めること。

（４）在留資格「特定技能」の取得のために受験する「介護技能評価試験」において、協定締結国における主たる公用語で資格取得の試験が受験できるよう、適切な対応を行うこと。

５　福祉人材確保事業に係る財政措置

【所管省庁　厚生労働省】

福祉・介護分野における人材の安定的な確保を図るため、以下の施策を講じること。

（１）福祉人材センターの運営など、福祉人材確保事業に対し、安定的な財源を確保すること。

（2）福祉・介護支援を提供する上で必要な従事者を確保するため、他産業と比べて遜色ない賃金水準となるよう、適切な報酬改定を行うこと。

６　予防接種の充実

【所管省庁　厚生労働省】

定期接種化された予防接種に係る費用については、国民すべてに等しく接種が推進されるよう、国において全額財政措置を行うこと。

７　アピアランスケアの充実

【所管省庁　厚生労働省】

現在、各自治体が実施している、がん患者やがん経験者の治療に伴う外見変化に対し、ウィッグや補整具等の購入費を助成する取組について、必要とする国民が等しく助成が受けられるよう、国において統一的な支援制度を創設すること

８　骨髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、休業補償制度の創設及び十分な財源の確保

【所管省庁　厚生労働省】

官公庁や大手企業等で既に導入されている「骨髄ドナー特別休暇制度」の普及拡大を図るとともに、国において休業補償制度を創設すること。

また、ドナーが提供に至らない理由や求める支援を国において把握・分析した上で更なる提供の向上につながる総合的な施策を推進するとともに、地方自治体の施策実施のために必要な予算措置を行うこと。

９　看護職員人材の確保に向けた外国人准看護師の活動制限等の撤廃（再掲）

【所管省庁　法務省、厚生労働省】

在留資格「医療」の准看護師について、免許を受けた後の４年以内の研修業務に限定する活動制限及び年数制限を撤廃し、看護師等と同様の取扱いとすること。

１０　ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ活動支援事業等の充実

【所管省庁　厚生労働省】

ＤＭＡＴ等の都道府県外への広域派遣に要する経費については、派遣元都道府県に負担が生じないよう、国の責任において財源を全額措置するとともに、年度後期に発災した場合は、予算の繰越しにより翌年度の国庫補助申請を可能とするなど柔軟な対応を講じること。

１１　「生涯現役社会」づくりの推進

【所管省庁　厚生労働省】

（１）生涯現役雇用に積極的な企業への政府調達優遇制度や減税等の支援を充実させること。

（２）在職老齢年金制度における支給停止基準額の更なる引上げや最低支給額の設定を行うこと。

１２　働きづらさを抱える人を対象とした就労支援の強化

【所管省庁　厚生労働省】

（１）様々な理由により働きづらさを抱える人が個々の特性に応じて就労を実現できるよう、きめ細かな就労支援を促進する仕組みを構築すること。

（２）地方自治体が上記の仕組みを構築する場合は、その経費について必要な財政措置を講ずること。

（３）福祉サービス事業所等が本来の支援対象者とは別に支援対象者を受け入れる場合における詳細な運用基準を示すこと。

１３　障がい福祉制度の円滑な実施

【所管省庁　厚生労働省】

（１）障がい福祉サービス等報酬改定については、改正後の運用が円滑に実施できるよう通知の早期発出や改正内容をわかりやすく周知するなど、制度改正に係る事業者や地方公共団体の負担軽減を図ること。

（２）令和９年度報酬改定において、地域区分の見直しにあたっては、職員の処遇への影響も懸念されることから、隣接する市町村間で差異を緩和する措置を講じるなど、地域の実情を十分に踏まえた見直しを行うこと。

（３）事業所台帳管理システムを含む事業者・自治体間の障がい福祉関係手続きに関するシステムの整備については、地方自治体やシステムベンダーへの意見照会等を踏まえ、事業者や地方自治体が使いやすいシステムにすること。さらに、システムの操作方法等について、事前の説明会やマニュアル作成、相談窓口の設置など、システム導入の際に混乱を招かないよう、必要な対策を講じること。

　併せて、システム導入に係る必要な財政措置を行うこと。

１４　障がいのある人の就労支援体制の充実・強化

【所管省庁　厚生労働省】

（１）障害者就業・生活支援センターの生活支援等事業について、国庫補助基準額を引き上げること。また、生活支援員の技能取得・向上を図るための研修制度の充実等、効果的なサービスが提供できるよう改善すること。

（２）本県では、全国に先駆けて令和２年９月、企業に雇用される障がいのある社員向けの共同利用型テレワークオフィス「こといろ」を福岡市内に設置、令和５年１０月には北九州市内に県内２か所目となるテレワークオフィス「Beyond Office」を設置した。こうしたテレワークを活用する障がい者雇用の取組を促進するための財政支援措置を講じること。

１５　学校における障がいのある人が活躍できる環境づくり（再掲）

【所管省庁　文部科学省、厚生労働省】

学校における障がいのある人の活躍の推進のため、補助（介助）者の人員配置、定数加配及び施設改修に係る財政措置の一層の充実を図ること。

また、教員免許状の取得促進、障がいの特性等を踏まえた補助者の配置や機器の配備等の具体的な留意事項について、国による大学等への周知・働きかけを行うこと。

なお、本県を含めて教員数が多い自治体では、法定雇用率の達成のために非常勤職員の任用で多大な経費負担をせざるを得ない状況であることから、学校における実態に鑑みた雇用率算定に係る制度の見直しについて検討すること。

１６　重度障がい者に対する経済的支援の充実

【所管省庁　厚生労働省】

国において重度障がい者医療費助成制度を創設すること。

１７　特別障害者手当・障害児福祉手当の障害程度認定基準

【所管省庁　厚生労働省】

特別障害者手当等の障害程度認定基準については、障がい別に明確な認定基準を示すとともに、認定基準の解釈、運用のためのガイドラインを示すこと。

１８　障がい者支援施設の老朽化等に伴う施設整備（再掲）

【所管省庁　　内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

障がい者支援施設については、昭和４０年代から５０年代にかけて建設され、老朽化した建物が数多くあり、老朽化による建替の時期を迎えている。

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど、建物による被災防止の観点から万全を期しがたいものについては、耐震化工事同様、先延ばしにできないものであるため、施設整備のために必要な財源を国において措置すること。

また、施設の費用負担軽減のため、建替に係る基準単価の見直しを行うこと。

１９　隣保館等の老朽化に伴う財政措置

【所管省庁　厚生労働省】

隣保館は、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターであり、また、災害時における避難所としても活用されていることから、安全性の確保が極めて重要な施設であるが、その大半は今後１０年以内に耐用年数を迎える。市町村が策定した公共施設等総合管理計画（個別施設計画）においても、今後、大規模改修や建て替え需要が集中する。

隣保館に対する地方改善施設整備費補助金について、多数の不採択が生じており、市町村の施設改修計画に甚大な支障が出ていることから、確実に建て替えや改修を実施できるよう、予算の大幅な増額により、必要な財源措置を講じること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。また、納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

２０　地域生活支援拠点等の運営への財政措置

【所管省庁　厚生労働省】

市町村が整備・運営を行う地域生活支援拠点等について、継続的・安定的に運営ができ、かつ、地域の実情に応じた機能拡充が可能となるよう、必要な財政措置を講じること。

２１　地域生活定着促進事業に対する安定的な財政支援

【所管省庁　厚生労働省】

国の責任と財源で実施されてきた地域生活定着促進事業については、安定的・継続的な実施が確保されるよう、全額国庫による財政措置を行うこと。

２２　障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化

【所管省庁　厚生労働省】

障がい者手帳とマイナンバーカードとの一体化を実現するとともに、その実施にあたって必要となるシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

２３　高等技術専門校の老朽化等に伴う施設整備

【所管省庁　厚生労働省】

県内７か所ある高等技術専門校については、老朽化した施設が複数あり、建物の金属腐食や雨漏り、空調設備の故障等が発生している。

このため、県においても計画的に建替えや大規模改修等を行っているところであるが、多大な費用を要するため国の補助事業なしでは実施できない状況である。

今後も訓練生が安全・安心して技術・技能の習得に集中するためには、老朽化した施設の整備は先送りのできないものであるため、必要な財源を国において措置すること。

２４　きめ細かな雇用対策の充実・強化

【所管省庁　厚生労働省】

（１）地域の実情に応じた雇用対策を機動的・継続的に実施できるよう、就職支援や定着支援に活用可能な交付金の創設など、安定的かつ自由度の高い新たな財源、仕組みを創設すること。

（２）地域における良質で安定的な雇用の場の創出のため、「地域雇用活性化推進事業」に係る事業採択要件の見直しを行うこと。

（３）労働者が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを継続すること。

（４）ものづくり分野に従事する若年者の確保・育成を進めるため、若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置に係る国の補助対象範囲・額を令和３年度まで対象としていた「２級・３級の実技試験を受検する 35 歳未満の全ての受検者へ 9,000 円を補助」に復元・拡充すること。

２５　受講促進に繋げる職業訓練の充実・強化

【所管省庁　厚生労働省】

（１）職業訓練は、人手不足分野や成長産業分野における人材育成はもとより、離職者等の雇用のセーフティネットとして重要な役割を担っている。職業訓練を希望する全ての人が、その居住地に関わらず経済的な不安なく希望する技術・技能の習得に集中できるよう、通所距離に応じた通所手当を支給すること。

（２）物価や人件費が高騰する中、引き続き民間教育機関等に安定して離職者向け職業訓練を委託できるよう、委託費の上限単価の見直しを図ること。

（3）デジタル分野の委託費加算について、指導員人材の確保のため、令和９年度以降も引き続き実施すること。

２６　生活困窮者自立相談支援事業に対する財政支援

【所管省庁　厚生労働省】

物価高騰等に直面する生活困窮者へのきめ細かな支援を行うため、生活困窮者自立相談支援事業の安定的な推進が図られるよう、国庫負担基準額を引き上げること。

２７　ひとり親家庭や低所得子育て世帯への支援（再掲）

【所管省庁　内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省】

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯の生活の安定を図るため、以下の施策を講じること。

（1）より安定した就労に向け、正規雇用につながる専門資格の取得に取り組む、こどもが多いひとり親世帯への生活費給付の拡充など、就労のための資格取得支援への重点的な財政措置

（2）ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

（3）生活困窮世帯を対象とした学習・生活支援事業の国庫補助率引上げ及び大学等受験料補助事業の国補助単価の引上げ

２８　困難な問題を抱える女性への支援

【所管省庁　厚生労働省】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、ＤＶ被害者をはじめ困難な問題を抱える女性への最適な支援を行えるよう、体制の整備・強化や施策の拡充等に必要な財政支援を行うこと。

市町村における女性相談支援員の配置を促進するため、市町村に配置する女性相談支援員の処遇の改善、常勤化や配置義務化等、体制整備のために必要な財政支援や措置を行うこと。

２９　人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）（再掲）

【所管省庁　内閣府（個人情報保護委員会）、内閣府（共生・共助）、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

（1）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、教育・啓発等に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

（2）人権侵害事案に対応する人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

（３）インターネット等を悪用した部落差別をはじめとする誹謗中傷等の防止について、国においては、情報流通プラットフォーム対処法が令和７年４月１日に施行され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化に係る措置が義務づけられたものの、人権侵害情報の削除については、依然として発信者・プラットフォーム事業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、必ずしも十分な状況ではないことを踏まえ、実効性のある対策を講じること。

（４）部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第６条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

また、部落差別の実態に係る調査は、部落差別解消の施策実施において重要なものであるため、継続して必要に応じ実施することとし、実施の際は、その実施方法及び内容について、具体的に示すこと。

（５）個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる恐れがあることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

また、「同和地区の所在地名」の入手を制限する法整備を行うこと。

（６）特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

（７）児童・高齢者・障がいのある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進等の様々な人権問題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権問題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

（８）「全国高等学校統一用紙」の調査書から性別欄を削除するとともに、履歴書・調査書ともに現住所欄を削除する等、令和４年７月 22 日付けで福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会が提出した「「全国高等学校統一用紙」の改定に向けた要望について」の意見を尊重し、引き続き改定を検討すること。

（９）企業における公正な採用選考の実施に加え、公務所における公正な採用選考の徹底についても、実効性のある対策を講じること。

（１０）人権問題の解決に向けて、国として、大学・短期大学（通信教育を含む。）における人権・同和教育の実態を把握し、人権・同和教育を積極的に推進すること。特に大学等における教育職員免許の取得にあっては、人権・同和教育に関する単位を必修とし、人権教育指導者としての教員養成に努めること。

（１１）改正個人情報保護法では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする旨規定されている。「要配慮個人情報」は、社会的身分や病歴、犯罪歴など差別につながり得る情報であるため、不適正な利用により個人の権利利益の侵害が生じないよう、統計作成等の定義を明確化する等、規則・ガイドラインを整備すること。

３０　納骨堂の老朽化に伴う財政措置

【所管省庁　厚生労働省】

墓地移転の有無にかかわらず、市町村が整備した納骨堂の建て替えや改修についても、補助の対象とすること。

３１　地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援

【所管省庁　厚生労働省、農林水産省、環境省】

ワンヘルスを広く普及・啓発するため、都道府県が、医師会、獣医師会等と連携して行う啓発イベントなどの取組に対する支援を行うこと。

３２　遠隔手術指導の実施拡大に向けた環境の整備

【所管省庁　厚生労働省】

外科医不足や医師の地域偏在の解消に資する遠隔手術指導について、今後の実施の一層の拡大に向け、補助制度の更なる充実に加え、診療報酬上の整理や研修制度等の実施など、遠隔手術指導に係る環境の整備を行うこと。

３３　分娩取扱施設に対する財政支援の拡充

【所管省庁　厚生労働省】

分娩取扱施設に対する補助制度について、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができるよう、補助要件の緩和や新たな補助制度の構築等の財政支援の拡充を行うこと

３４　抗インフルエンザ薬の効率的な備蓄体制への見直し

【所管省庁　厚生労働省】

国の備蓄方針に基づく流通備蓄量を増加させて都道府県の備蓄量を削減することにより、廃棄処分を最小限とすること、また、業務や経費削減などの効率的な観点から、都道府県備蓄分は国において一括購入するなどの抜本的な見直しを行うこと。

３５　新たな「身寄りのない高齢者等への支援」の推進

【所管省庁　厚生労働省】

新たな「身寄りのない高齢者等への支援」の実施に当たっては、円滑に事業を推進することができるよう、運用の詳細を示すとともに、十分な財政措置を講じること。

３６　生活保護基準訴訟に係る最高裁判決を踏まえた追加給付への対応について

【所管省庁　厚生労働省】

保護廃止世帯からの申出受付期間について、国において令和８年８月１日から令和９年７月３１日までと定められたことを踏まえ、令和９年度においても、引き続き申出に係る事務処理を円滑に行うことができるよう、今年度における事務処理体制を維持するために必要な財政措置を講じること。

■農林水産省

１　飲食料品の消費税率引下げに伴う農林漁業経営の負担軽減への支援

【所管省庁　農林水産省】

飲食料品に係る消費税率引下げにより、簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者の経営への影響が懸念されており、本県の農林漁業構造の基盤をなす、これら中小規模経営体の事業実態に寄り添った、実効性のある支援策の具体化を求める。

２　スマート農林水産業の推進

【所管省庁　農林水産省】

令和６年 10 月１日に施行された「スマート農業技術活用促進法」に基づき、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート技術の実証やスマート機械の導入支援など、スマート農林水産業の推進に必要な予算の確保などを求める。

３　家畜伝染病の発生予防と対策、人と動物の共通感染症対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

（１）家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の充実強化を行うこと。特に、豚熱の撲滅対策を徹底するとともに、アフリカ豚熱を国内に持ち込まない水際対策を徹底すること。

（２）「ワンヘルス」の理念のもと、人と動物の健康を守るため、関係機関が連携して、畜産農場における共通感染症及び薬剤耐性菌の対策等を推進していくこと。

４　高温対策の加速化

【所管省庁　農林水産省】

高温による農作物への影響を軽減するため、高温環境に適応した革新的な栽培技術等の確立に資する研究開発を加速すること。また、高温耐性を有する品種・系統や高温環境に適応できる栽培技術・先端研究の情報を都道府県に整理・共有し、各地域に応じた対策を確立できるよう地方公設試験研究機関と共同研究を行うなど連携を強化すること。

５　海外品種登録の推進

【所管省庁　農林水産省】

県育成品種の海外での無断栽培を防ぐため、海外での品種登録の迅速化・円滑化に向け、関係国との協議を進めること。

６　家畜診療所への支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

家畜診療所では、休日夜間業務など不規則な勤務体系に加え、畜産農家の点在化による往診負担の増加で労働環境が悪化し、勤務獣医師の安定的な確保が困難となっていることから、産業動物獣医師の養成および効率的な家畜診療体制の構築に向けた支援を行うこと。

７　キウイフルーツかいよう病対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

（１）病害診断に必要な資材の整備や苗木等検査の実施など、本病の感染防止のために必要な予算を十分に確保すること。

（２）Psa3 系統の感染経路の解明、効果的な病害診断技術や耐病性品種の開発を早急に行うこと。また、病害侵入の可能性がある花粉、穂木、苗については輸入検疫を徹底すること。

（３）防除効果の高い薬剤の開発や防除技術の確立を早急に行うこと。

８　水田農業振興対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

（１）麦、大豆について、国産シェアの拡大に向けて取り組む産地を後押しするとともに、国産の麦や大豆の利用拡大を促進すること。

（２）米粉用米について、グルテンフリーといった米粉の特徴をいかした商品開発や国内外への情報発信といった米粉の利用拡大に向けた取組に必要な予算を引き続き確保するとともに国自ら国内外に向けて効果的な情報発信を継続的に行うこと。

（３）米・麦等の優良種子の安定的な供給ができるよう、地方交付税措置を恒久化すること。

９　花きの需要喚起、消費拡大対策の強化

【所管省庁　農林水産省】

花き消費促進対策に係る公募要件の緩和及び必要な予算の確保を図ること。

１０　果樹・茶の改植に対する支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

果樹・茶の改植に対する支援を、産地の実態を反映した支援水準とするとともに、十分な予算額を確保すること。

１１　肥料価格高騰に対応するセーフティネットの構築

【所管省庁　農林水産省】

原料のほとんどを輸入に依存し、円安などの国際情勢の影響を受けやすい肥料について、価格高騰に対応するセーフティネットなど恒久的な影響緩和対策の仕組みを創設すること。

１２　熱中症対策に係る支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

（１）県、関係機関等が実施する熱中症対策の啓発活動に対する支援を拡充すること。

（２）農林水産業における作業中の熱中症による死亡事故を防止するため、農林漁業者を対象とした屋外作業における体温を下げるための機能がある服や装備の導入支援など、熱中症の防止に必要な対策を講じること。

１３　ＧＡＰの推進に向けた支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

ＧＡＰ認証取得の拡大を図るため、「持続的生産強化対策事業」の予算を十分確保すること。また、国民に対するＧＡＰの認知度向上のための取組を進めること。

１４　畜産の競争力強化に向けた支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

（１）「肉用牛肥育経営安定交付金制度」について、地域の実情に応じた仕組みに見直すとともに、畜産経営安定対策について充実強化を行うこと。

（２）畜産経営の収益力向上のため、畜産クラスター事業の継続及び充実強化を行うこと。

１５　養蜂振興対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

（１）養蜂振興のため、「養蜂等振興強化推進事業」の充実強化を行うこと。

（２）ダニ被害が深刻化しているため、新たなダニ駆除剤の早期実用化をすること。

１６　農林漁業用燃油にかかる免税措置の恒久化

【所管省庁　農林水産省】

農林漁業用燃油にかかる軽油引取税等の免税措置の恒久化を図ること。

１７　女性の経営参画に向けた支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

女性農業者が、自らの視点や発想を活かし、主体的に経営参画できるとともに、方針決定の場への参画が図られるよう、地方で柔軟に活用できる十分な予算を引き続き確保すること。

１８　農業協同組合の経営基盤の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

農業協同組合制度については、自己改革の進展に向けて、営農指導や農産物の有利販売等の強化に資するよう経営基盤の充実等のための対策を講じること。

１９　収入保険制度の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

農業保険については、農業者が無保険の状態になることのないよう、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように、引き続き、きめ細かな制度周知に努め、農業共済団体が行う加入者確保に向けた取組等に必要な予算を確保すること。

また、収入保険制度については、原材料等の価格高騰を踏まえた、生産コストの上昇を考慮した補てんなど、現場の実態に即した制度改正及び柔軟な制度運用を行うこと。

２０　農地転用許可制度の見直し

【所管省庁　農林水産省】

（１）農地法第５条で、農地転用許可を受けた第２種、第３種農地について、許可条件違反の状態が継続または継続する恐れのある場合、これを是正することが可能となるよう制度の見直しを行うこと。

（２）農業公共投資を行った後、一定年数を経過した中山間地域の農地について、有害鳥獣の温床になるなど周辺の営農に支障を及ぼす可能性がある場合は林地等への転用を認めることができるよう制度の見直しを行うこと。

２１　鳥獣被害対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

野生鳥獣による農林水産物被害の軽減及び野生イノシシによる豚熱の蔓延防止のため、鳥獣被害防止総合対策交付金については、十分な財源の確保を行うとともに、捕獲補助金に係る単価の増額や、振込手数料の補助対象経費への追加、受領する際の確認方法の見直しに加え、豚熱感染イノシシの確認によりジビエ加工量の減少が見込まれる獣肉処理加工施設への支援など、地域の実情を考慮した仕組みとすること。

２２　農業水利施設の適正管理に向けた支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

（１）農業構造や営農形態の変化等への対応に加え、気候変動による水災害の頻発化・激甚化に適切に対応できるよう、ため池等の農業水利施設の治水利用、維持管理や施設整備等に必要な予算を確保するとともに、施設の管理保全に係る費用についても起債の対象とすること。

（２）土地改良施設維持管理適正化事業については、当初計画の事業費が上回った場合においても、補助の対象とすること。

２３　水土里(みどり)ビジョン策定に対する支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

（１）将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくため、土地改良区と市町村等の関係者が連携して、将来の保全体制を構築するため、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定が改正土地改良法に位置付けられた。

本ビジョン策定の事業主体は土地改良区であり、区域設定については、土地改良区が管理する基幹的水利施設に加えて、末端施設も含めて設定する必要がある。このことにより、土地改良区の負担が増大することが無いよう、市町村の関わり方など、地域協議会における関係団体のそれぞれの役割を明確にすること。

（２）水土里ビジョンの施設一覧に、機能診断に関する項目があり、各施設の機能診断を実施する場合、多大な時間と費用が必要になると考えられるため、これらの内容を反映した十分な予算措置を講じること。

２４　国営施設機能保全事業の推進

【所管省庁　農林水産省】

「国営施設機能保全事業」、「水資源機構筑後川下流用水総合対策事業」を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

２５　日本型直接支払制度の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

（１）日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金及び多面的機能支払推進交付金は、十分な予算額が確保されておらず、取組に支障をきたしていることから、必要な予算を確実に確保すること。併せて、地方負担の軽減を図ること。

また、多面的機能支払は、活動組織の高齢化や事務負担が大きく取組の縮小や断念が懸念されるため、活動が維持できるよう制度の見直しや手続きの簡素化を図ること。

（２）中山間地域等直接支払は、高齢化の進行や人材不足に加え、事務負担が大きく取組継続を断念する集落の増加が続く中、第６期対策の制度改正により、これまで実施していた事業ができなくなるなど、農業者の活動意欲の低下が懸念される。

さらに、物価高騰の影響などにより、省力化が図れる平地と比べ中山間地域での生産コストは増加しているが、これまでに、交付単価の見直しはなく、不利な生産条件に対する格差を埋めるまでには至っていない。

このため、事務負担の軽減を図るとともに、基本的な交付単価を見直し、取組継続に向けた必要な対策を講じること。

（３）環境保全型農業直接支払は、農業者の高齢化による取組の縮小や断念が懸念されるため、手続きの簡素化と要件の緩和を図ること。

また、気候変動や物価高騰等の影響により、生産コストが増加しているため、交付単価を見直し、活動の維持継続に必要な措置を講じること。加えて、新たな制度への見直しに当たり、生産者が安心して現行制度から移行できる制度設計とするとともに、必要な予算を確保すること。

２６　流域治水対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

流域治水の一環である「田んぼダム」の取組面積の拡大に向け、多面的機能支払交付金の加算措置の要件緩和や農地耕作条件改善事業の農家の負担軽減を行うとともに、必要な予算の確保を図ること。

２７　災害復旧・復興に向けた支援の継続と充実

【所管省庁　農林水産省】

（１）令和８年梅雨前線豪雨や令和７年８月豪雨、平成 29 年７月九州北部豪雨による被災地域の復興に向けた、農地・農業用施設等の復旧に必要な予算の確保を図ること。

（２）市町村が事業主体となって実施する、災害復旧工事に係る現場技術業務の委託費について、国庫補助事業の対象とすること。

（３）暫定法第５条の農地災害復旧事業において、「平均厚さ 5cm 未満の土砂流入農地も対象に含める」など対象範囲拡大を図ること。

（４）自然災害が頻発している状況を踏まえ、生産者の生産意欲が低下することがないよう、農業用機械やハウス施設などの修理や購入、次期作に必要な種苗の購入や改植など、必要な支援を迅速かつ柔軟に対応するとともに、県が支援を実施する場合には、特別交付税措置について特段の配慮を行うこと。

２８　農用地土壌汚染対策に向けた支援の継続

【所管省庁　農林水産省】

公害防除特別土地改良事業を計画的に実施するため、事業を継続すること。

２９　ため池等防災対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

（１）「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、所有者及び管理者、地方公共団体が、その責務や役割を適切に果たせるよう、適切な財政措置を行うこと。

（２）防災重点農業用ため池の劣化状況評価やハザードマップ作成、防災工事などの防災対策を推進するため、安定的・継続的な予算確保を図ること。
（３）また、劣化や豪雨、地震対策に必要な防災工事が地域の実情に応じて継続して取り組めるよう、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の法期限を延長すること。
（４）農業水路等長寿命化・防災減災事業におけるため池の監視・管理体制の強化について、定額助成の上限額を撤廃すること。
（５）市町村が事業主体となって実施する、ため池工事に係る現場技術業務の委託費について、国庫補助事業の対象とすること。

３０　森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

（１）豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業・木材産業を持続的に発展させるため、川上の木材生産から川下の木材需要の拡大までの取組に対する総合的な支援をより充実させるとともに、十分な予算を確保すること。
（２）森林環境譲与税を活用した森林整備の促進に向け、市町村が重要な役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援強化など、必要な対策を講じること。

３１　竹材の新たな用途開発の推進

【所管省庁　農林水産省、経済産業省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、エネルギー利用など安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

３２　土地取引の規制を含む法令の整備（再掲）

【所管省庁　内閣官房（外国人との秩序ある共生社会推進）、農林水産省、国土交通省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本によるものを含む土地取引の規制（許認可等）に係る法令の整備を行うこと。

３３　里山林活性化による多面的機能発揮対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

森林所有者や地域住民等の協働により、森林の有する多面的機能を発揮するため、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金について、十分な予算を確保するとともに、全額国庫負担とすること。併せて、活動団体への支援・指導を十分に行うために必要な推進事業の予算を確保すること。

３４　松くい虫被害対策の推進

【所管省庁　農林水産省】

松くい虫被害を軽減させるためには、徹底した防除対策を行う必要があることから、対策に必要な予算を十分確保するとともに、国有林については、国の責任において万全の防除対策を講じ、民有林との一層の連携強化を図ること。

３５　有明海再生対策の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

有明海再生対策については、平成２０年の農林水産大臣談話に基づく事業を継続するとともに、有明海の特別措置法に基づき各県が作成した有明海再生計画に沿って実施する総合的な施策に対し財政的支援を行うこと。

さらに、令和５年３月の大臣談話に基づく「有明海再生加速化対策交付金」の充実強化と必要な予算を確保すること。

３６　有明海の環境変化の原因究明調査の実施

【所管省庁　農林水産省】

有明海再生のためには、有明海の環境変化の原因究明が極めて重要であり、この原因究明の調査については、国の責任において実施すること。

また、令和４年度以降、ノリの不安定な生産が続いており、赤潮の長期化といった環境変化の原因究明調査を実施すること。

３７　漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進

【所管省庁　農林水産省、国土交通省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

また、出所不明かつ巨大な漂流ゴミについては、国の責任において回収・処理を行うこと。

３８　新たな資源管理制度に対する支援の充実

【所管省庁　農林水産省】

漁業法改正に伴う新たな資源管理制度において、国の要請により都道府県が実施する資源調査について、国が必要な予算を確保するとともに、資源管理措置を行う漁業者に対する経営安定対策を講じること。

３９　離島漁業再生支援交付金制度の充実強化

【所管省庁　農林水産省】

離島漁業を維持・再生させるため、離島漁業再生支援交付金について、十分な予算の確保とともに、手続きの簡素化を図ること。

４０　ノリ輸入制度の堅持

【所管省庁　農林水産省】

ノリが無制限に輸入されないよう、輸入制度を堅持すること。

４１　地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）

【所管省庁　厚生労働省、農林水産省、環境省】

ワンヘルスを広く普及・啓発するため、都道府県が、医師会、獣医師会等と連携して行う啓発イベントなどの取組に対する支援を行うこと。

■経済産業省

１　米国関税措置への対応（再掲）

【所管省庁　経済産業省、内閣府（経済安全保障）】

（１）米国に対し、追加関税の見直しを粘り強く求めること。
（２）事業者の状況に応じた保証制度の拡充・創設、セーフティネット保証の弾力的な運用
（３）地域が取り組む「ＤＸ推進」「新市場・販路開拓」等の施策を支援

２　地域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化

【所管省庁　経済産業省】

（１）中小企業・小規模事業者の成長・発展を図るため、創業、技術開発、経営改善、金融、販路開拓、経営革新、事業再構築、海外展開、生産性向上など、総合的な対策を引き続き推進すること。
（２）中小企業の生産性向上を総合的に支援する地域独自の取組に対する積極的な支援を行うこと。
（３）中小企業の幅広い相談ニーズに対応できる体制確保のため、十分な予算を確保すること。

３　中小企業の資金繰り支援及びエネルギー価格高騰に対する支援（再掲）

【所管省庁　経済産業省、内閣府（経済財政政策）、経済産業省（資源エネルギー庁）】

（１）中小企業等に対する各種金融措置を継続して推し進めること。

（２）県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済等の県に生じる負担に対する支援を行うこと。

（３）ＬＰガスや特別高圧電力の料金について国の責任における全国一律の対策を実施すること。

４　中小企業における設備投資促進、製品開発支援の環境整備

【所管省庁　経済産業省】

（１）中小企業の将来の成長や収益向上には、設備投資やデジタル化・AI 導入、販路開拓など、中小企業が成長するために必要となる投資の促進や、環境変化への対応が必須である。そのため、ものづくり補助金、持続化補助金、デジタル化・AI 導入補助金における、新たな特別枠の設定、補助率の引上げを行うこと。

（２）中小企業での新技術・新製品の開発には、関連する先端設備の導入が必要であるが、中小企業単独では資金面・人材面で導入が困難である。そのため、中小企業へ技術支援や人材育成を直接的に行っている公設試等に対する先端機器導入補助事業を再開、あるいは創設すること。

５　先端成長産業育成等への支援強化（再掲）

【所管省庁　内閣府（地方創生）、文部科学省、経済産業省】

（１）自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、コンテンツ・ソフトウェア、有機ＥＬ、ブロックチェーン、宇宙ビジネス、デジタル化などの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証、実用化、人材育成等の取組に対する継続的な支援を行うこと。

（２）自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。

（３）水素関連の研究開発等を推進し、国内の水素産業を更に発展させるには、試験研究機関における効率的な試験等が不可欠。試験機関等における高圧水素設備の夜間・休日の連続無人運転を可能とするなど、効率的な水素試験研究を行えるよう高圧ガス保安法の運用の見直しを行うこと。

６　電動車の早期普及に向けた取組の促進

【所管省庁　経済産業省、環境省】

運輸部門（自動車）の脱炭素化を推進するため、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及促進、および充電インフラの導入促進に向けた支援策を継続・拡充すること。特に採算性の確保が難しいとされる急速充電器について、運営費への支援創設を検討すること。

７　観光振興に向けた取組の推進

【所管省庁　経済産業省、国土交通省（観光庁）】

（１）地域が行う訪日外国人等の受入環境整備に対し、補助率の引上げ等支援を充実すること。

（２）自転車活用推進計画に定める「先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート」において、地域が行う走行環境や受入環境整備へ積極的に支援すること。

（３）伝統的工芸品の産地が行う需要開拓、人材育成・確保などに係る支援をさらに拡充させるとともに、伝統工芸を観光資源とする地域の誘客に対する支援を積極的に行うこと。

８　竹材の新たな用途開発の推進（再掲）

【所管省庁　農林水産省、経済産業省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、エネルギー利用など安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

９　地域経済を牽引する企業の更なる成長の促進

【所管省庁　経済産業省】

各自治体が企業誘致の受け皿となる産業団地を整備するにあたり、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を活用したレディメイド型の産業団地も造成可能とするなど、制度の合理化を図ること。

１０　中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備（再掲）

【所管省庁　経済産業省、総務省】

中小企業・小規模事業者の経営安定を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置について、恒久的な制度とすること。

■経済産業省（資源エネルギー庁）

１　地域間連系線の早期増強及び蓄電池の導入拡大等への支援

【所管省庁　経済産業省（資源エネルギー庁）】

再生可能エネルギーの更なる普及促進及び災害時等における電力のレジリエンス強化のため、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線について、地域の理解を得ながら早期増強を進めるとともに、蓄電池の導入拡大等への支援を行うこと。

２　脱炭素電力を活用した産業集積への支援

【所管省庁　経済産業省（資源エネルギー庁）】

九州で余剰する再生可能エネルギーを有効活用し、再生可能エネルギーの更なる普及促進を図るとともに、地域全体の省エネルギー化を推進するため、脱炭素電力と省エネルギー技術の融合による産業振興が図れるよう、環境負荷を意識した産業の集積を促すための財政支援、税制支援、規制緩和による支援を行うこと。

３　省エネルギー対策への支援制度の充実

【所管省庁　経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

家庭・業務部門における省エネ推進のため、省エネ住宅・建築物（ZEH、ZEB）の新築、既存住宅・建築物における省エネ改修、省エネ家電・機器への買換え、エネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS 等）の導入をはじめとする、省エネルギー対策への支援制度の一層の充実を図ること。

また、2027 年度には家庭用エアコンの省エネ基準の強化に加え、蛍光ランプの製造・輸出入の廃止が予定されており、今後、家庭用エアコンの更新や照明の LED 化にあたって、家庭の負担増が見込まれている。このため、これらの周知を強化するとともに、特に家庭用エアコンについては、熱中症対策の重要性が増していることを踏まえ、過渡期における負担軽減措置を検討すること。

４　東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）

【所管省庁　内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】

（１）原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。

（２）原子力規制委員会は、新規制基準及び新たに導入された高経年化した原子炉に関する認可制度に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、原子力規制検査制度の実効性を高めること。

（３）核物質防護に係る事案に対しては、国の責任において防護策の徹底及び事業者に対して事案発生時の迅速な情報共有を行うよう指導すること。

５　原子力発電の持続的な活用に向けた取組

【所管省庁　経済産業省（資源エネルギー庁)】

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国が前面に立って、国民的議論を喚起し、国民の理解と協力を得ながら、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に沿って、取組を進めること。

６　中小企業の資金繰り支援及びエネルギー価格高騰に対する支援（再掲）

【所管省庁　経済産業省、内閣府（経済財政政策)、経済産業省（資源エネルギー庁)】

（１）中小企業等に対する各種金融措置を継続して推し進めること。

（２）県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済等の県に生じる負担に対する支援を行うこと。

（３）ＬＰガスや特別高圧電力の料金について国の責任における全国一律の対策を実施すること。

■国土交通省

１　国道 201 号の早期４車線化

【所管省庁　国土交通省】

国道 201 号八木山バイパス、香春拡幅、仲哀拡幅、みやこ行橋バイパスの整備を促進し、早期に全線４車線化を進めること

２　久留米南スマート IC（仮称）・新宮スマート IC（仮称）の整備促進

【所管省庁　国土交通省】

久留米南スマート IC（仮称）及び新宮スマート IC（仮称）の早期完成に必要な予算を措置すること。

３　高規格道路等の整備推進

【所管省庁　国土交通省】

（１）福岡高速３号線延伸事業の早期完成に必要な予算を措置すること。

（２）北九州高速５号線（戸畑枝光線）延伸事業の早期完成に必要な予算を措置すること。

（３）有明海沿岸道路「三池港 IC～大野島 IC」区間における混雑区間の早期４車線化及び三池港 IC 連絡路の整備を推進すること。

（４）西九州自動車道「今宿道路」の早期完成、ならびに未事業化区間（二丈ＩＣ（仮称）～二丈鹿家ＩＣ間）の早期事業化を図ること。

（５）北九州福岡道路、福岡東環状道路及び福岡鳥栖道路の早期実現を図ること。

４　安定的な物流確保に必要な幹線道路の重要物流道路への追加指定

【所管省庁　国土交通省】

物流の円滑化・強靭化を図るため、交通量が多く、大型車混入率が高い県管理の幹線道路（一般国道 200 号、322 号、主要地方道筑紫野古賀線、久留米筑紫野線）を重要物流道路に指定すること。

５　直轄事業と連携する道路整備等の交付金制度拡充

【所管省庁　国土交通省】

重要物流道路に指定されている直轄国道との円滑な連携を図るため、直轄事業と連携して進める県事業の道路整備について、交付金制度の重点配分対象に拡充すること。

６　道路分野における脱炭素化の推進

【所管省庁　国土交通省】

「道路脱炭素化推進計画」に位置づける主要渋滞箇所の対策に資する改築系事業について、計画の推進に必要となる財政・制度上の拡充を図ること。

７　大規模災害に備える道路網の確実な整備

【所管省庁　国土交通省】

地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの確実な整備に必要な予算を確保すること。

８　道路防災事業の推進

【所管省庁　国土交通省】

豪雨や地震などによる道路法面崩壊や落石等を未然に防止するため、道路防災対策を着実かつ早急に推進し、必要な予算を確保すること。

９　道路施設の老朽化対策の推進

【所管省庁　国土交通省】

（１）今後、急速に高齢化が進む道路施設（橋梁、トンネル等）の老朽化対策を推進し、必要な予算を配分すること。

（２）市町村の道路施設の点検、修繕に係る交付金の国費率を嵩上げするとともに、維持管理・更新に関する技術開発や技術者の育成を行い、市町村を支援すること。

１０　道路施設の震災対策の推進

【所管省庁　国土交通省】

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等、特に重要な路線上の橋梁については、被災後速やかに機能を回復できるよう震災対策事業を推進し、必要な予算を確保すること。

１１　交通安全事業の推進

【所管省庁　国土交通省】

交通事故のない安全な交通空間の確保と安心して移動できる環境確保のため、道路の無電柱化、自転車利用環境の整備、歩道設置、交差点改良及び歩道のバリアフリー化などの交通安全事業を推進し、必要な予算を確保すること。

１２　自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進

【所管省庁　国土交通省】

地方における自動運転移動サービスの実現及び普及への取組に必要な予算を確保すること。

１３　自転車活用の推進

【所管省庁　国土交通省】

（１）「自転車活用推進計画」に基づく措置に対する必要な予算を確保すること。

（2）併せて、地方版自転車活用推進計画に基づく措置に対する補助制度の充実・強化を図ること。

１４　災害に強い河川整備の推進

【所管省庁　国土交通省】

気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、事前防災対策を強力に推進するために必要な予算を確保すること。

１５　津波・高潮対策の推進

【所管省庁　国土交通省】

（1）高潮や波浪により過去幾度となく甚大な被害が発生していることから、今後の災害の予防・軽減に資するため、海岸・河川整備の推進に必要な予算を確保すること。

（2）地震による津波や高潮の被害リスクに対し、避難体制を整備するためのソフト対策を推進すること。

１６　河川施設の老朽化対策の推進

【所管省庁　国土交通省】

水門、揚排水機場、ダム等の多くの施設の老朽化が著しいことから、これらの老朽化対策を推進し、必要な予算を確保すること。

１７　下水道事業の推進

【所管省庁　国土交通省】

（1）ライフラインである下水道施設の強靭化を図るため、老朽化・耐震化対策の推進に必要な予算を確保すること。

・下水道施設を健全に保つための老朽化対策の推進

・上下水道耐震化計画に基づく耐震化の推進

（2）快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全等を図るため、下水道整備の推進に必要な予算を確保すること。

・官民連携の推進に向けた環境整備

・浸水対策の推進

・公共下水道、流域下水道の整備推進

１８　水道施設整備費国庫補助予算の確保と制度の充実・強化

【所管省庁　国土交通省】

老朽施設更新、耐震化、広域化及び浸水対策等の事業の推進に必要な予算を確保するとともに、財政支援措置の充実・強化を図ること。

水道の広域連携推進のため、「水道事業運営基盤強化推進事業」並びに「水道広域連携推進事業」の採択要件の緩和を図ること。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）対策を促進するため、「高度浄水施設等整備事業」の財政支援措置の充実を図ること。

１９　福岡導水施設地震対策事業の促進

【所管省庁　国土交通省】

「福岡導水施設地震対策事業」の促進のために必要な予算を確保すること。

２０　筑後川水系ダム群連携事業の推進

【所管省庁　国土交通省】

筑後川水系ダム群連携事業の推進のために必要な予算を確保すること。

２１　土地取引の規制を含む法令の整備（再掲）

【所管省庁　内閣官房（外国人との秩序ある共生社会推進）、農林水産省、国土交通省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本によるものを含む土地取引の規制（許認可等）に係る法令の整備を行うこと。

２２　土砂災害対策の推進

【所管省庁　国土交通省】

（１）土砂災害の危険な箇所を解消するため、砂防関係事業に係る保全人家戸数の採択基準の緩和等を行うとともに、対策工事の推進に必要な予算を確保すること。

（２）災害関連事業及び災害復旧関係事業に係る補助制度の一層の充実に向け、激甚災害の柔軟な指定等により、再度災害防止を図ること。

２３　砂防関係施設の老朽化対策の推進

【所管省庁　国土交通省】

（１）今後、急速に高齢化が進む砂防関係施設の老朽化対策を推進するための、必要な予算を確保すること。

（2）予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた技術支援を行うこと。

２４　重要港湾苅田港・三池港の機能強化

【所管省庁　国土交通省】

（1）自動車産業やセメント産業など地域の基幹産業の競争力を支える重要港湾苅田港について、機能強化を推進すること。

（2）県南地域の地域経済を支える物流拠点として、重要な役割を担っている重要港湾三池港について、機能強化を推進すること。

２５　港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進

【所管省庁　国土交通省】

（1）港湾施設の老朽化対策を推進するため、施設の定期点検・小規模な修繕に要する費用を補助及び交付金の対象とすること。

（2）港湾施設における防災・減災を推進し、必要な予算を確保すること。

２６　世界遺産である三池港の管理保全支援

【所管省庁　国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産かつ稼働資産である三池港について、引き続き管理保全に関する技術的支援・財政的支援を行うこと。

２７　日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化

【所管省庁　国土交通省】

発展著しいアジアに近いという地理的優位性を活かし、国際競争力を高めるとともに 2024 年問題に対応するため、日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化を推進すること。

２８　世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援

【所管省庁　国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産かつ稼働資産である官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室について、管理保全のため非稼働資産と同等の財政的支援を行うこと。

２９　「コンパクト・プラス・ネットワークの強化」と「地域資源を活かしたまちづくり」につながる施策の推進

【所管省庁　国土交通省】

（1）「コンパクト・プラス・ネットワークの強化」と「地域資源を活かしたまちづくり」につながる施策に取り組む自治体に対し、重点的な支援をすること。

（2）整備効果の早期発現に必要な予算を措置すること。

３０　街路事業の推進

【所管省庁　国土交通省】

都市における自動車等の円滑な交通の確保と安全で安心して生活ができる市街地の形成を図るため、次の事業の推進に必要な予算を確保すること。

都市の骨格を形成する幹線街路の整備

３１　都市公園事業の推進

【所管省庁　国土交通省】

都市における快適な生活環境の整備や災害時の避難場所の確保、多様なイベントや健康増進活動の場の提供、さらに観光資源の一つとして、次の都市公園整備の推進に必要な予算を確保すること。

（1）県営筑豊緑地

（2）県営大濠公園

（3）国営海の中道海浜公園

３２　パークアンドライドの促進（再掲）

【関係省庁　総務省、国土交通省】

パークアンドライド用駐車場への固定資産税減免に対する支援措置を講じること。

３３　盛土の安全確保に必要な支援の強化

【所管省庁　国土交通省】

（1）盛土規制法に基づき盛土の安全対策を図るため、既存盛土調査に必要な予算の確保を行うこと。

（2）盛土規制法の運用に伴い災害危険性が高い盛土等の監視体制を強化するため、デジタル技術の活用に必要な予算措置の支援を行うこと。

３４　住宅・建築物の耐震化の推進

【所管省庁　国土交通省】

地震に強い安全・安心な県づくりを実現するため、住宅や多数の者・避難弱者が利用する建築物、さらには防災拠点となる庁舎等の耐震化を推進する必要があることから、重点的な予算配分を行うこと。

３５　建築確認申請手続きの長期化への対応

【所管省庁　国土交通省】

（１）建築確認における添付図書の省略や審査特例の見直しなど、現行の確認審査業務の簡素化を検討すること。

（２）現在提供中のＡＩ申請書類作成サポートサービスについて、機能の改善および提供期間の延長を図ること。

（３）省エネ基準適合判定申請においても、建築確認申請と同様のＡＩ図書作成支援サービスの導入を図ること。

（４）指定確認検査機関に対し、審査業務へのＡＩ活用促進など人手不足を解消するための対応策を講じるよう働きかけ、必要な支援を実施すること。

３６　住宅セーフティネット機能の確保・強化

【所管省庁　国土交通省】

（１）住宅確保要配慮者の居住の安定と安全を図るため、老朽化した公営住宅及び改良住宅の建替・改善の推進に必要な予算を確保するとともに、建設に係る国費率の嵩上げのほか、維持修繕に係る費用を交付対象とする等の制度の拡充を図ること。

（２）老朽化の著しい公営住宅及び改良住宅の建替推進のため、モデル的な事業を実施すること。

３７　住環境整備・住宅市街地整備の推進

【所管省庁　国土交通省】

（１）狭あい道路の整備を推進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路整備等促進事業の時限措置を撤廃すること。

（２）不良住宅等の密集した地区の住環境整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに制度の拡充を図ること。

３８　住宅ストックの有効活用

【所管省庁　国土交通省】

空き家の増加が社会問題となる中、地域ごとに空き家の発生状況や既存住宅の活用ニーズは様々であることから、地域の特性や状況を踏まえて、自治体が行う独自の取組が重要であり、国はそれを応援する意味で財政的支援を十分に講じること。

３９　公営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援

【所管省庁　国土交通省】

公営住宅の災害時における宅地の早期復旧による安全確保のため、制度の拡充を図るとともに必要な財源を確保すること。

４０　省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）

【所管省庁　経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

家庭・業務部門における省エネ推進のため、省エネ住宅・建築物（ZEH、ZEB）の新築、既存住宅・建築物における省エネ改修、省エネ家電・機器への買換え、エネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS 等）の導入をはじめとする、省エネルギー対策への支援制度の一層の充実を図ること。

また、2027 年度には家庭用エアコンの省エネ基準の強化に加え、蛍光ランプの製造・輸出入の廃止が予定されており、今後、家庭用エアコンの更新や照明の LED 化にあたって、家庭の負担増が見込まれている。このため、これらの周知を強化するとともに、特に家庭用エアコンについては、熱中症対策の重要性が増していることを踏まえ、過渡期における負担軽減措置を検討すること。

４１　防災・減災、国土強靱化を推進するための国の体制強化（再掲）

【所管省庁　総務省、国土交通省】

激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応や流域治水をはじめとする防災・減災、国土強靱化を強力に推進するためにも、九州地方整備局等の体制の充実や強化を図ること。

４２　国の技術職員による被災市町村への支援（再掲）

【所管省庁　総務省、国土交通省】

近年、自然災害が激甚化・頻発化する一方で、小規模市町村においては、土木職など技術職員の不足が深刻化していることから、被災市町村の求めに応じ、県や市町村の技術職員を派遣する仕組みと同様に、専門知識を有する国の技術職員を被災市町村に中長期派遣できる仕組みを構築すること。

４３　公共交通施設のバリアフリーの推進

【所管省庁　国土交通省】

高齢者、障がいのある人等の移動の円滑化を図るため、交通事業者が行う公共交通施設のバリアフリー化整備・維持管理に必要な予算を確保するとともに、補助制度の充実・強化を図ること。

４４　障がい者福祉施策の充実

【所管省庁　国土交通省】

鉄道は障がいのある方の生活にも密接に関わるため、障がい者運賃の割引適用の条件について鉄道事業者に以下のとおり働きかけること。

（１）本人のみ利用（単独乗車）の場合の距離制限を撤廃すること

（２）重度障がい者とその介助者が利用する場合、普通乗車券に加え、特別急行券も割引対象とすること

併せて国による事業者への財政的支援を含め、有効な対策を講じること。

４５　地籍調査事業の推進

【所管省庁　国土交通省】

土地の基礎的な情報を整備する地籍調査を早期に完了させるため、防災・減災対策以外の調査にも必要な予算を確保すること。

４６　鉄道の安全輸送に関する予算の確保（再掲）

【所管省庁　総務省、国土交通省】

（１）地方の鉄道の安全輸送の確保のために、現行補助制度を維持するとともに必要な予算を確保すること。

（２）中小民間鉄道の安全輸送施設整備にかかる地方負担分についても、第三セクター鉄道と同様、地方債の起債対象とすること。

４７　ライドシェアの検証

【所管省庁　国土交通省】

日本版ライドシェアでは、安全・安心の確保を最優先とし、国は事業の実施状況についてモニタリングを行い、データを検証、評価し、適時適切に改善していくこと。

４８　漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）

【所管省庁　農林水産省、国土交通省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

また、出所不明かつ巨大な漂流ゴミについては、国の責任において回収・処理を行うこと。

■国土交通省（観光庁）

１　観光振興に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁　経済産業省、国土交通省（観光庁）】

（１）地域が行う訪日外国人等の受入環境整備に対し、補助率の引上げ等支援を充実すること。

（２）自転車活用推進計画に定める「先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート」において、地域が行う走行環境や受入環境整備へ積極的に支援すること。

（３）伝統的工芸品の産地が行う需要開拓、人材育成・確保などに係る支援をさらに拡充させるとともに、伝統工芸を観光資源とする地域の誘客に対する支援を積極的に行うこと。

■環境省

１　地球温暖化対策の推進

【所管省庁　環境省】

（１）世界的な喫緊の課題である地球温暖化対策については、国民、事業者、行政といった全ての主体が一体となり、国を挙げて取り組む機運を醸成し、その着実な推進を図ること。

とりわけ、地域における地球温暖化対策の充実・強化においては、その中核を担う地域地球温暖化防止活動推進センターの活動が極めて重要である。しかしながら、その運営費への補助は、令和５年度の９割から令和８年度には５割へと大幅に削減されていることから、早急に補助を再拡充するなど、必要な財政措置を講ずること。

（2）地方創生に資する地域脱炭素の加速を図るため、脱炭素地域づくりをはじめとする地方公共団体の取組への支援をさらに充実させること。また、地方公共団体の取組への支援にあたっては、地域の実情に合わせたきめ細やかな対応や、新たな技術・手法などの積極的な活用ができるよう、弾力性のある制度とすること。

２　省エネルギー対策への支援制度の充実（再掲）

【所管省庁　経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、環境省】

家庭・業務部門における省エネ推進のため、省エネ住宅・建築物（ZEH、ZEB）の新築、既存住宅・建築物における省エネ改修、省エネ家電・機器への買換え、エネルギーマネジメントシステム（HEMS、BEMS 等）の導入をはじめとする、省エネルギー対策への支援制度の一層の充実を図ること。

また、2027 年度には家庭用エアコンの省エネ基準の強化に加え、蛍光ランプの製造・輸出入の廃止が予定されており、今後、家庭用エアコンの更新や照明の LED 化にあたって、家庭の負担増が見込まれている。このため、これらの周知を強化するとともに、特に家庭用エアコンについては、熱中症対策の重要性が増していることを踏まえ、過渡期における負担軽減措置を検討すること。

３　電動車の早期普及に向けた取組の促進（再掲）

【所管省庁　経済産業省、環境省】

運輸部門（自動車）の脱炭素化を推進するため、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及促進、および充電インフラの導入促進に向けた支援策を継続・拡充すること。特に採算性の確保が難しいとされる急速充電器について、運営費への支援創設を検討すること。

４　熱中症対策の推進

【所管省庁　環境省】

近年、災害級とも言われる猛暑が常態化し、熱中症が国民・県民の生命と健康を脅かす極めて深刻な事態となっている。

熱中症は、適切な予防や対処により、死亡や重篤化を防ぐことが可能であると言われているが、救急搬送者数が増加している現状は、環境省から提供される熱中症に関する情報が国民・県民に十分に浸透していないことに主たる要因があると考える。

この状況を踏まえ、本県では、令和８年度から、防災アプリやX、ホームページを通じて、地域の実情に即した「暑さ指数」「熱中症（特別）警戒情報」などの情報提供を独自に開始する先進的な体制を構築している。

ついては、国において、国民・県民の生命と健康を守るため地方自治体が独自に取り組む、このような熱中症対策事業に対し、必要な財政措置を講じること。

また、「熱中症特別警戒情報」は、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある際に発表される極めて重要な情報であり、市町村等へも速やかに伝達される必要がある。

このため、国から市町村等への直接的かつ確実、迅速な情報伝達を可能とするシステムを、国が主導して構築すること。

５　高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進

【所管省庁　環境省】

関係各国に対し、東アジアにおける広域的な大気保全対策の推進を強力に働きかけるとともに、国内外の試験研究機関における共同研究への支援を強化するなど、さらなる取組を推進すること。

６　地方公共団体における石綿（アスベスト）飛散防止対策への支援強化

【所管省庁　環境省】

大気汚染防止法の改正に伴い、令和４年４月から都道府県等への石綿事前調査結果の報告が開始されたが、その報告件数は国の当初想定を大きく上回っている。

（１）本県においては、これら報告された事前調査結果すべての内容確認を行い、必要な事案等への立入検査（分析検査を含む）を行っているが、国においては、これら地方公共団体の取組に対する財政的支援、人的支援、技術的支援を強化すること。

また、事前調査結果報告の入力漏れや記載不備を防止する観点から、石綿事前調査結果報告システムの報告項目の入力必須化などの改修を行うこと。

（２）吹付け石綿に限定せず、全ての石綿含有建材を対象とした事前調査及び除去工事に対する、建築物所有者等への助成制度を創設すること。

７　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策の推進

【所管省庁　環境省】

（１）有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）のばく露による人の健康への影響や環境中における挙動等を明らかにするとともに、汚染原因の究明や濃度低減等の対策についても具体的な方法を示すこと。

（２）全国の防衛施設及び周辺地域の地下水等においてＰＦＡＳが指針値を超過して検出されていることに鑑み、防衛省をはじめ関係省庁と連携し、情報共有や技術的助言を行うなど、防衛施設周辺のＰＦＡＳ汚染問題解決に向けた取組みを推進すること。

（３）都道府県が地域の実情に応じ、効果的に環境中のＰＦＡＳの状況を把握するため、水質測定の実施体制を構築するにあたり、国において適切な財政措置を行うこと。

８　廃棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る財政支援制度の充実

【所管省庁　環境省】

（１）市町村による廃棄物処理施設の計画的な整備推進のため、循環型社会形成推進交付金の必要額の確保等の財政支援を行うこと。

（２）循環型社会形成推進交付金の交付対象とならない旧焼却施設や焼却関連施設、し尿処理施設等の解体費用について、補助対象に加えること又は新たな補助制度を設けること。

９　安定型最終処分場の規制強化

【所管省庁　環境省】

（１）安定型産業廃棄物から、廃プラスチック類を削除すること。

（２）稼働中や閉鎖後の安定型最終処分場に必要な改善措置が講じられるよう、財政支援を行うこと。

１０　産業廃棄物処分業における経理的基礎に係る基準の厳格化及び積立金制度の創設

【所管省庁　環境省】

経理的基礎の判断基準をより厳格かつ具体に定める、積立金制度を創設する等により、産業廃棄物処理業者による不適正処理事案の改善措置を事業者自身が確実に実施することができるよう担保すること。

１１　ＰＣＢ廃棄物の適正処理に向けた取組の強化

【所管省庁　環境省】

（１）低濃度ＰＣＢ廃棄物の確実な期限内処理のため、事業者等が行う濃度分析費、無害化処理認定施設等への収集運搬費及び処分費の助成に係る予算を十分に確保すること。また、支援内容の充実を図るとともに、処分期限や支援内容について積極的な広報・啓発活動を行うこと。

（２）現在、低濃度ＰＣＢ廃棄物について処分期間が設定されている一方で、廃棄物となっていない使用中の低濃度ＰＣＢ使用製品（疑い製品を含む）については、使用廃止義務がないことから、使用が継続され新たな廃棄物として発生し続けることが想定される。このため、使用期限の設定や使用中段階からの濃度分析義務付け等、処分期限までの処理完了に資する措置及び必要な支援を講じること。

（３）高濃度ＰＣＢ廃棄物について、事業者に対する収集運搬費用の助成等の支援措置を維持すること。

１２　海岸漂着物等対策の推進

【所管省庁　環境省】

（１）地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂着・漂流・海底ごみ）に係る対策について、十分な予算を確保するとともに、適切な財政支援を行うこと。また、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を地方公共団体が効果的に活用できるよう、補助対象とする事業の要件等を明確に示すこと。

（２）一般海域における漂流ごみを放置することは、船への衝突事故等の被害に繋がりかねないことから、漂流ごみの回収・処理に関する体制、手順等を検討し、示すこと。また、地方公共団体において、やむを得ず、緊急的に漂流ごみを回収・処理した場合は、その費用について財政支援を行うこと。

（３）海洋ごみやマイクロプラスチックに係る実態調査を継続的に実施し、その結果を基に効果的な発生抑制対策を実施すること。

（４）福岡県をはじめとする日本海側の沿岸部には、周辺国からの漂着ごみが繰り返し漂着していることから、関係国との国際連携・協力を強化し発生抑制対策を実施すること。

１３　漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進（再掲）

【所管省庁　農林水産省、国土交通省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミ等の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

また、出所不明かつ巨大な漂流ゴミについては、国の責任において回収・処理を行うこと。

１４　浄化槽による汚水処理の推進

【所管省庁　環境省】

（１）汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、槽の撤去費及び配管工事費等について、更なる財政支援を行うこと。

（２）浄化槽整備事業の推進のため、新築及び既存家屋への浄化槽設置に対する財政支援のあり方の見直しを行うこと。

（３）災害により被災した浄化槽の復旧費用について、財政支援の見直しを行うこと。

（４）浄化槽の適正な維持管理の推進のため、少人数高齢世帯における維持管理について、助成制度の拡充など更なる負担軽減のための制度の見直しを行うこと。

（５）都道府県が行う浄化槽台帳の整備に関する財政支援について、継続して行うとともに、浄化槽台帳の適正かつ迅速な整備を図るため、保守点検業者等に対し、都道府県への維持管理情報のデジタル報告を義務付けるよう浄化槽法の改正を行うこと。

１５　特定外来生物の防除の推進

【所管省庁　環境省】

（１）特定外来生物の国内への侵入は、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に甚大な影響を与えることから、国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

（２）国は、地方公共団体が効果的に特定外来生物防除を行えるよう適切な助言を行うこと。

１６　自然公園等整備事業（自然環境整備交付金）の拡充

【所管省庁　環境省】

（１）開設から半世紀を迎える長距離自然歩道について、人と自然の共生を考える「公共財」として、国際的な気候変動や生物多様性の危機など、今日的意義と課題を踏まえ、長距離自然歩道へのアクセスをさらに促進するハード、ソフト両面の整備を進めるため、国立国定公園区域外の駐車場や公衆便所など、交付金の対象範囲を拡充すること。

（２）自然歩道は、生物多様性主流化（ネイチャーポジティブ経済への移行）を目指し、自然環境や生物多様性を保全回復することの重要性を伝える（人と自然の繋がりを再構築する）有効な体験機会を提供することができるツールであり、早急な再整備が必要である。自然環境整備計画に則り、計画的に事業実施ができるよう、交付金の十分な予算措置と配分を行うこと。

１７　プラスチック資源循環に係る支援強化

【所管省庁　環境省】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に関して、更なる財政的支援・技術的支援を講じること。

１８　リチウムイオン電池の適正処理推進について

【所管省庁　環境省】

（１）リチウムイオン電池の危険性及び適切な廃棄方法について、国民への一層の周知徹底を図ること。

（２）リチウムイオン電池の製造事業者等が行う、分別しやすい製品づくりや自主的な回収・リサイクルシステム確立のための取組を支援すること。

（３）市町村の廃棄物処理施設や収集運搬車両における火災対策への支援を強化すること。

１９　雑品スクラップヤードの規制強化に係る改正廃棄物処理法の早期施行

【所管省庁　環境省】

令和８年６月に成立した改正廃棄物処理法について、事業者が円滑に許可手続きを行い、また、不適正な処理による生活環境保全上の支障等への住民の不安が払拭されるよう、早期に政省令を整備し、施行すること。

２０　地方におけるワンヘルスの普及・啓発に関する取組への支援（再掲）

【所管省庁　厚生労働省、農林水産省、環境省】

ワンヘルスを広く普及・啓発するため、都道府県が、医師会、獣医師会等と連携して行う啓発イベントなどの取組に対する支援を行うこと。

■環境省（原子力規制庁）

１　東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策（再掲）

【所管省庁　内閣府（原子力防災）、環境省（原子力規制庁）】

（１）原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、船舶に対する避難退域時検査等、具体的な実施方法が示されていない部分を早急に明らかにすること。

（２）令和６年能登半島地震の発生を踏まえ、孤立地域において屋内退避や一時移転等の防護措置を行う場合の具体的な実施方法を明らかにすること。
（３）避難用バスの運転手確保等、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
（４）自治体が実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、UPZ 内の福祉の向上に資するようその使途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

２　東京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策（再掲）

【所管省庁　内閣府（原子力防災）、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省（原子力規制庁）】
（１）原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とともに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行い、理解を得ていくこと。
（２）原子力規制委員会は、新規制基準及び新たに導入された高経年化した原子炉に関する認可制度に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査するとともに、原子力規制検査制度の実効性を高めること。
（３）核物質防護に係る事案に対しては、国の責任において防護策の徹底及び事業者に対して事案発生時の迅速な情報共有を行うよう指導すること。

■防衛省

１　佐賀駐屯地に配備されたオスプレイに関する対応

【所管省庁　防衛省】

令和７年８月に配備されたオスプレイについては、佐賀駐屯地周辺に加え、他の駐屯地等への飛行訓練を実施している。本県においては、その訓練の飛行先として築城基地、芦屋基地が含まれており、また定まった飛行ルートはないものの、他の駐屯地への飛行訓練の際は、本県上空を飛行することが想定されることから、県民の生活に影響のないよう安全性の確保を徹底するとともに、以下の事項をはじめ、適切に対応すること。
（１）飛行訓練等に関して、関係する自治体も含め、適宜、適切な情報提供をすること
（２）県民からの苦情、相談があった場合は適切に対応すること
（３）飛行に伴う本県内の畜産などの農業、ノリ養殖などの漁業及び観光業をはじめとする地域産業に対する影響が生じた場合、迅速な対応、補償を行うこと

■国家公安委員会

１　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁　法務省、文部科学省（文化庁）、国家公安委員会、警察庁】

（１）暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。

①　就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。

②　離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。

（２）暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの実態解明・捜査等を推進するため、以下の措置を講じること。

①　効果的・効率的な捜査活動に資する資機材（スマートフォン等解析用資機材、高性能パソコン）や車両の整備を強化すること。

②　万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。

（３）民事訴訟を支援するための調査委託費及び助成金費用を整備すること。

（４）特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。

（５）出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。

（６）外国人犯罪に迅速かつ的確に対応するための通訳・翻訳体制を強化すること。

（７）宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

■警察庁

１　治安基盤の充実強化

【所管省庁　警察庁】

（１）無線警ら車等を整備し、警察活動基盤を充実強化すること。

（２）安全で快適な交通環境を実現すること。

（３）交通安全施設の充実整備及び効率的かつ計画的な更新を推進すること。

（４）水害等の大規模災害に強い車両を整備し、警察活動基盤を充実強化すること。

２　捜査基盤の充実強化

【所管省庁　警察庁】

（１）刑事手続のＩＴ化に伴い発生する予算について、各都道府県の負担を軽減すること。

（２）現代の公判情勢に適応した客観証拠を確保するための資機材（書ききり型記録媒体）の整備又は運用の改革を図ること。

（３）機動捜査隊による災害対応に適した捜査用車両（４ＷＤ）の整備を図ること。

３　暴力団をはじめとする犯罪組織の壊滅に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁　法務省、文部科学省（文化庁）、国家公安委員会、警察庁】

（１）暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。

①　就労支援に関する広域連携協定を全国に拡大させること。

②　離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。

（２）暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの実態解明・捜査等を推進するため、以下の措置を講じること。

①　効果的・効率的な捜査活動に資する資機材（スマートフォン等解析用資機材、高性能パソコン）や車両の整備を強化すること。

②　万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。

（３）民事訴訟を支援するための調査委託費及び助成金費用を整備すること。

（４）特殊詐欺等の犯罪に悪用されている電子マネーを古物営業法の規制の対象とすること。

（５）出入国管理行政と金融機関が連携した継続的顧客管理による犯行ツール対策を強化すること。

（６）外国人犯罪に迅速かつ的確に対応するための通訳・翻訳体制を強化すること。

（７）宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

４　警察業務のデジタル・先端技術活用施策推進への支援（再掲）

【所管省庁　デジタル庁、警察庁】

（１）県民の利便性向上に資する警察業務のデジタル化施策を推進する上で、多額の費用を要する「各種システムの導入経費」や「デジタル基盤構築に必要なパソコン等機器の整備経費」などに対し、国庫補助金や交付金等により継続的な財政的支援を行うこと。

（２）部内業務の合理化・高度化に資するデジタル化施策に対し、技術的支援や補助金等による財政的支援を行うこと。

（３）生成ＡＩ等の先端技術の導入・活用を推進するため、全国的な展開が見込まれる技術に対して、国が必要な財政措置を行うこと。

５　特殊詐欺の被害防止に向けた取組の推進（再掲）

【所管省庁　総務省、警察庁】

ＳＮＳを入口とした特殊詐欺に対するプラットフォーム業者に関する法整備及びＡＩを活用した対策アプリの開発促進・推奨をすること。

６　犯罪被害者支援の推進（再掲）

【所管省庁　法務省、警察庁】

（１）犯罪被害者が迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、以下のとおり、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること。

①　損害賠償請求権について、消滅時効期間を伸長すること。

②　再提訴時の申立手数料について、損害賠償請求命令制度（申立手数料は一律 2,000 円）のように、低廉で定額の申立手数料とすること。

③　国が犯罪被害者による強制執行を代行する制度や、国が加害者に代わって被害者へ賠償金を支払い、追って加害者へ求償する制度等の創設を検討すること。

（２）犯罪被害給付制度における給付金の申請から裁定までに要する期間を短縮すること。

７　ストーカー対策の強化

【所管省庁　警察庁】

ストーカー加害者の更生に係る精神医学的見地からの治療プログラムを確立すること。

８　ヘリコプターテレビシステムの整備

【所管省庁　警察庁】

減耗更新時のヘリコプターテレビシステムを整備すること。